

会 議 録 目 次

平成16年第3回海田町議会6月定例会（第2日目）

平成16年6月10日（木）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日程第2	第27号議案	工事請負契約の締結について（砂走第一砂走地区污水管新設工事（16-3）2工区）	6 2
日程第3	第28号議案	工事請負契約の締結について（瀬野川右岸排水区南鴻治幹線新設工事）	6 5
日程第4	第29号議案	工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）	6 9
日程第5	第30号議案	町道の路線の認定について	7 2
日程第6	第31号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 7
日程第7	第32号議案	海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	7 9
日程第8	第33号議案	海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	8 7
日程第9	第34号議案	平成16年度海田町一般会計補正予算（第2号）	8 9
日程第10	第35号議案	平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9 4
日程第11	第36号議案	平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）	9 5
日程第12	発議第4号	緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続・改善を求める意見書（案）について	9 6
		（閉 会）	9 7

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 前 田 勝 男

17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

7. 欠 席 議 員

14番 原 田 幸 治

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町 長	山 岡 寛 次
助 役	久保田 泰 秀
企 画 部 長	池乃本 和 弘
総 務 部 長	山 本 義 彦
福 祉 保 健 部 長	上 條 正 弘
建 設 部 長	富 田 征
参 事 (福祉保健担当)	因 幡 忠 志
企 画 課 長	大久保 裕 通
広 域 行 政 推 進 課 長	木 原 晴 彦
財 政 課 長	内 田 和 彦
総 務 課 長	窪 地 満
地 域 振 興 課 長	白 井 真
税 務 課 長	永 海 房 雄
住 民 課 長	貝 原 陽 子
福 祉 課 長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課 長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所 長	西 本 徹 郎
建 設 課 長	児 玉 正 克
都 市 整 備 課 長	畠 山 隆
海 田 市 駅 周 辺 ま ち づ くり 事 務 所 長	青 木 基 秀
教 育 課 長	正 木 洋
教 育 部 長	中 野 潔

学 校 教 育 課 長	榎 根 君 夫
生 涯 学 習 課 長	佐々木 正 子
上 下 水 道 部 長	木 原 正 博
庶 務 課 長	新 浜 憲 治
下 水 道 課 長	朝 倉 登 司 雄
下 水 道 課 主 幹	野 間 宏 紀

~~~~~○~~~~~

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純   |
| 次 長         | 濱 吉 計 守 |
| 主 査         | 中 下 義 博 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程 (第 4 号)

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 第27号議案 工事請負契約の締結について (砂走第一砂走地区污水管新設工事
(16-3) 2 工区)

日程第 3 第28号議案 工事請負契約の締結について (瀬野川右岸排水区南鴻治幹線新設
工事)

日程第 4 第29号議案 工事請負契約の締結について (瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設
工事)

日程第 5 第30号議案 町道の路線の認定について

日程第 6 第31号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第 7 第32号議案 海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第 8 第33号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 第34号議案 平成16年度海田町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第10 第35号議案 平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第11 第36号議案 平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第12 発議第 4 号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続・改善を求める意見書

(案) について

~~~~~  
11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は18名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第12に至る各議案でございます。

~~~~~  
○議長（前田）日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。4番、岡田君。

○4番（岡田）おはようございます。4番、岡田です。7点ほど質問をさせていただきます。

まず、広島市との合併についてです。広島市との合併について住民の意思を問う住民投票が近づいています。町長は住民投票をすることを公約されており、公約を実現されるために住民投票をされることは大いに結構だと思います。

そこで、町長にお尋ねいたします。まず1点目に、住民説明会ではどのような説明をされるのか、お尋ねいたします。

2点目、町長のお考えになるまちづくりについても説明に加えるべきです。

3番目に、資料の配布は説明会当日ではなく、事前に住民に配布をするようにできないか、お尋ねいたします。

2番目に、海田町の活性化について。活性化委員会もいよいよ始動を始めたということです。海田町は東部の拠点都市として発展できる地理的条件にも恵まれた地域です。町長にお尋ねします。活性化委員会の目的、2番目に、具体的な取り組み状況についてご説明ください。

2番目に、周辺町村に大型の商業施設などがオープンしております。そうした地域は人の雇用や税収の面で自治体に大きな利益をもたらすことが予想されます。一方、海田町にはそういうような施設はありません。しかし、同じようなものをつくる必要性もないと考えます。海田町は海田町の特性を生かし、住んでよかったと言えるまちづくりをしていくべきだと思います。町長にお尋ねいたしますが、この活性化についてどのよう

なお考えがあるかをお尋ねいたします。

大きな3番目に、安全な子育て対策を。矢野西小学校での生徒転落事故や公園に置かれた遊具で子どもが大けがをするなどの事故がありました。既に町内の公園や学校にある設備の点検作業は済まれていると思いますが、その結果はどのような結果であったか、お尋ねいたします。

また、総合公園にはいろいろな遊具があり、子どもたちが楽しく遊んでいます。子どもたちが親に連れられて車で公園に行くのではなく、学校から家に帰ったら友達と一緒に日常的に遊べる場所として、空き地を利用した公園の確保も含め、遊具のない自然を生かした児童公園をたくさん確保してはいかがでしょうか。

憩いの広場づくりについて。町民はウォーキングなどで健康管理に努力しています。そこで、町長にお尋ねいたします。日の浦山の登山口に小規模な休憩所やトイレ、駐車場の確保を検討することはできないでしょうか。

瀬野川河川敷の整備が進んでいますが、同じく町民の憩いの場となっている東広バイパスの周辺にはトイレがありません。動物のふん尿なども目立ち、不衛生です。手洗い場やトイレの設置はできないでしょうか。

町内循環バスについて。町民から期待の声が上がっている町内循環バスについて質問いたします。府中町の「つばきバス」は向洋駅、ダイヤモンドシティなど、人の集まる場所を中心に運行し、府中町民の中に大変好評となっています。また、坂町でも巡回バスは町民の足として定着しています。町長の発案でもあり、ぜひ運行してもらいたいと要求しました。前回の議会では、町のバスを使って試験的に運行するとのことでしたが、運行の開始日、コース、料金などを明らかにしてください。

次に、乳幼児医療費の一部負担金について。乳幼児医療費の一部負担金について質問いたします。乳幼児医療費の助成制度は10月1日より実施され、対象年齢も入院・通院とも就学前まで引き上げることができました。しかし、この制度は一部負担があり、就学前までの子どもたちにとって無料になったとは言えません。上限日数も設けているということです。他の自治体は小学校の高学年まで無料化を実施しているところもあります。海田町では受益者負担がないように、町に住んでいれば、就学前までの乳幼児がすべて無料で医療が受けられるようにすべきだと思います。

町長にお尋ねいたします。乳幼児医療費の一部負担金を町費で助成する考えはないでしょうか。

2番目に、無料化を就学前までに引き上げる時期を10月からではなく、少しでも早められる考えはないかをお尋ねいたします。

また、東京の一部の区域では中学校入学まで医療費の助成制度を検討していると聞いていますが、町でこのような検討はなされたのかをお尋ねいたします。

最後に、ひとり親世帯、障害者、老人の医療費について。ひとり親世帯や障害者、老人の負担がこれ以上増えないようにするために町として独自の助成制度をすべきではないか、町長にお伺いします。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、岡田議員の質問に対して答弁をさせていただきます。まず、1点目の住民説明会での説明につきましては、住民投票の趣旨・目的を住民の皆様にご説明し、町の財政見通しと財政健全化計画の素案を皆様にお示ししたいと考えております。

次に、2点目のまちづくりについてでございますが、第3次海田町総合基本計画に方針を掲げておりますので、ご理解をいただければと思っております。

次に、3点目の説明資料につきましては、広報等に掲載し、周知を図るとともに、8月初旬に製本した冊子を全戸配布することにしますので、説明会では町で印刷したものをお配りし、説明したいと思っております。

次に、活性化委員会の問題でございますが、第1点目の海田町活性化委員会の目的でございますが、設置要綱にもありますように、町内で活躍されている有識者の方々から広くご意見をお伺いし、今後の行政運営の参考にさせていただくために設置をしたものでございます。

次に、具体的な取り組み状況についてでございますが、行政報告でも申し上げましたように、現在、委員会での議題とするため、町の職員で構成する幹事会において、各課から抽出した活性化策や課題についての絞り込みや資料の作成等を行っているところでございます。今後、できるだけ早い時期に第1回委員会の開催をしたいと考えております。

次に、第2点目の本町の特性を生かしたまちづくりについてでございますが、これから本町を活性化させるためには、議員の皆様をはじめ、商工会等のご意見をお伺いしながら地域拠点の形成に重点を置いたまちづくりを行うとともに、本町の歴史や文化を取り入れた地域に根差した個性的なまちづくりを行っていきたいと考えております。

公園の遊具の点検につきましては、昨日の多田議員にお答えしたとおりでございますが、また、学校遊具につきましても同時期に点検を実施いたしました。その結果、遊具の一部においては腐食、磨耗、部品の一部破損等が見られましたが、おおむね修繕を行い、安全な状態で使用させていただいております。

日常的な遊具のない自然を生かした児童公園の確保についてのご質問でございますが、ご指摘のように、現在のところ、地域によっては公園が不足しているのが現状でございます。不足している公園につきましては、平成11年度に作成した緑の基本計画の中で街区公園の整備を計画しております。その具体的な実施時には、遊具のない自然を生かした公園も考慮に入れてまいりたいと思っております。

次に、日の浦山登山口の小規模の休憩所やトイレ、駐車場の確保の件でございますが、登山ルートは4カ所ございます。日の浦山は住民の方々にとりましてウオーキング感覚で登れる身近な遊歩道として位置づけておりますので、最寄りの公共施設を利用いただければいいと考えております。道路区域内においては原則、公衆便所の設置はできないことから、高架道路下に設置することが考えられます。しかしながら、東広バイパスの高架の詳細計画が明確でなく、橋脚工事の支障となる可能性があることから、現時点でのトイレの設置は難しいものと考えております。

一方で、トイレの設置できる公園・緑地については今後とも町の緑の基本計画に基づいて計画的に整備してまいりたいと考えております。

巡回バスの件でございますが、これまで本町の所有するマイクロバスの有効活用について検討をしてまいりました。しかしながら、現在、各種町行事等によるマイクロバスの利用が大幅に増加していることから、他の用途に車両を併用することは、本来の活用が大幅に制限されることなどから、大きな課題が生じております。したがって、巡回バスの運行につきましては、今後、時間をかけて抜本的な方策を慎重に検討していきたいと考えております。

乳幼児医療費の一部負担金についての質問でございますが、乳幼児医療費の助成制度につきましては、本定例会に条例改正案を提案しており、これから審議をいただきますが、ご質問1点目の一部負担金につきましては、厳しい財政状況の中、安定的な持続可能な制度とするため、広島県乳幼児医療費公費負担事業の改正に合わせて、現時点での助成は考えておりません。

次に、2点目の実施時期の前倒しにつきましては、医師会をはじめとする医療機関等

との協議や対象者への周知等の準備期間が必要になりますので、10月からの実施を考えております。

ひとり親世帯、障害者、老人の医療費についてのご質問にお答えいたします。まず、ひとり親家庭等医療費支給制度及び重度心身障害者医療費支給制度につきましては、見直しの時期が平成18年8月からとなっておりますので、平成17年度中に方針を示したいと思っております。

次に、老人医療費助成制度につきましては、本定例会に条例の改正案を提案させていただいておりますが、広島県老人医療費公費負担事業の改正に合わせ、段階的に廃止をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）まず、1点目の住民説明会なんですけれども、前回というか、加藤前町長のときですね、住民説明会があったのを、結構このときは当日にパンフレットやなんかを渡されて、当日質問があったりなんかしても、なかなか一般の町民の人はそれをばつと見てどこがどうなのかというのがよくわからないという意見がかなりあったんですよ。それで、事前にこういうふうなものを配布してもらえないかというふうな要望がかなりあったんですね。今回やられるんだったら、そういうふうなものもお願いしたいというふうなものですけれども。それと、住民投票を実施するということで、この条例が可決されたときはまだ、新法と言われるものですね、これが国会で可決はされていなかったと思うんですけれども、その後ちょっとして可決されていると思うんですけれども、そのときに、現法律と大きく変わるのがいわゆる算定がえが10年から5年になるというのと特例債が廃止されるということだったんですけれども、10年から算定がえが5年になるといっても、来年の3月で切れると思うんですけれども、それから新法で5年になって、だから、平成9年までしかないというふうなんじゃないんですよ、この5年というのは。段階的に5年減らすということで。だから、基本的には2015年ですか、今の法律が来年からだったら2015年で10年間で切れるんですけども、この新しい新法に変わって算定がえも段階的に削られていくわけですから、最終的には、新法になった場合も2014年か15年なんですよ、終わるのが。そうだと思うんです。だから、そんなに、来年3月31日をもって合併をしなかったら優遇措置を受けられないというものじゃないんですよ。特例債にしても同じことなんですよ。特別な配慮をするということなんですよ。それで、今、特別な配慮をするということで、特例債に代わる法律はまだできて

いないんですけども、来年の3月31日までには何らかの法律ができるというふうに言われておるんですね。だから、そんなに急ぐ必要もないと思うんですが、そのあたりの説明というか、これは物すごく大切だと思うんです。だから、今せんかったらもう財政支援が受けられんというふうな感じに受け取られるんですけどもね。そのところを、ここの場でもいいですから、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

それと、活性化委員会なんですけれども、行政報告とかいろいろされたんですけども、やはり会議をして、こういうふうな議題を絞り込んでこういうふうになりましたというふうな文章だけで終わるのじゃなくて、議題にしても、いろいろな人から、実際に町民の人から議題についても公募をされるとか、そういうふうなやっぱり工夫をしなかったら、ただ単に会議をしたというだけの様な感じがするんですけども。

それと、安全な子育てということで、遊具は比較的古い遊具ではないですから、磨耗とかというふうなことは少ないと思うんですけども、やはりこれからずっと鉄の部分を使っているところというたら、さびたりなんかして腐食をするというふうなことがあると思うんですよね。最近の遊具というのは結構、木でそういうふうなところをつくるとか、プラスチックゴムというふうなのを使った遊具もかなりあると思うんですけどもね。やはり保育士とかああいうふうな専門的な方がおられますから、幼稚園とか。そういうふうな方の意見なども聞きながら、遊具の設置の場合は。ただ遊具業者の話だけを聞くんじゃなくて、やはりそういうふうな保育の専門家というふうな人の意見も聞きながらやるべきだと思うんですけども。

次に、ウオーキング、日の浦山なんですけれども、大変手軽に登れるというふうに言って、私も登ったことがあるんですけども、私は手軽だとはちょっと思わなかったんですね。かなり汗をかいてひいひいと言うて登ったんですけども。愛好者の方は結構手軽にトレーニングコースだと言われるんですけども、やはり町の施設があるから、そこのトイレとか駐車場を使えと言われても、知らせていないとなかなか使いにくいと思うんですよね。やはりせつかくいい山もあるし、日の浦山もかなり整備されていますから、そういうふうなのを利用しながら、こういうふうなある程度利用者に便利が図れるようにすべきだと思うんですけども。

巡回バスなんですけれども、なかなかできないというふうなことだったんですけども、今かなり、この近辺もそうですけれども、いろんな知恵を出しながら、乗り合いタクシーとかというふうな、いろんなことをしながらどこの自治体もやっておられるところが

かなり多いんですよね。そういうふうな事例というのが結構かなりありますから、そういうふうな資料もたくさん持っておられると思うんですけどもね。そういうふうなのを検討しながらやってもらわないと、やっぱり海田町の特長というたら何かということになったら、ぱっと見渡しても、坂とか府中、そういうところと比べても何も特長がないじゃないかというふうになってくると思うんですよね。特色ある、個性ある自治体を目指すというんだったら、やっぱりそういうふうな面でも発揮をしてもらいたいと思うんです。

乳幼児のこの一部負担金と老人医療は、これは助役さんが県から来られてよくご存じだと思っんですけども、やっぱり県がセットにしておろしてきたというか、そういうもので、広島はこの面では全国的に物すごくおくらせておるんですよね。それで、何とかせにゃいけんというふうなので、藤田知事やなんかもこういうふうな、余り私らから見たら、ちょっと後退したような前進したような、余り前進とは思えんような程度なんですけれどもね。やはりこういうような制度でもほかの自治体、例えば廿日市とか福山はこの前新聞に載っておりましたけれども、ご存じだと思っんですけども、ああいうふうなことをしておられるんですけども、海田町ではなかなかできないから、急に言われても、今までしておいたらこの一部負担金でもできたと思っんですけども、なかなか今していないから難しいと思っんですけども、やはり前向きというふうなのでお願いしたいと思っんですけども。

さっきの合併の算定がえの部分をお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡） それでは、岡田議員の再質問に対して答弁させていただきますが、最初の住民投票の説明会の件でございますが、前回そういうふうなことを私もよく承知をしておりますが、昨日もお話ししましたように、合併関係の資料につきましては、町内あらゆる角度を変えてたくさん今まで町民に配っておられるのが実情でございます。今回の資料につきましては、来年3月までの広島市に対する合併の賛否を問う住民説明会でございますので、それに対しましての説明の資料は全戸に配布するように準備をしておりますし、また、集会に参加いただいた方にはその場でその資料を渡すという方針をとらせていただいて、十分、合併問題についてはいろんな、さっき言われました新しい法律の問題につきましては後ほど助役の方から答弁させますが、あらゆる角度で海田町の場合はそういう資料の配布は町民に届いておるといふふうに私は思っております。

次に、活性化委員会の問題でございますが、確かにおっしゃいますように、つくったばかりではだめだということから、できるだけ、中で議論されたことを含めて広報等を通じて大いに公開していきたい、こういうふうに思っております。

それから、遊具につきましては、安全確認は、昨日も申し上げましたように、住民サービス室もつくったことでございますので、定期的にでも都市整備の方とあわせてまた点検等、また、業者の言いなりじゃなしに、海田町の公園にふさわしい遊具の設置を考えていきたい、こういうふうに思っております。

日の浦山の遊歩道の問題でトイレの問題やなんかがあるわけですが、我々も、日の浦山に登られる方がまちの中でどこから登ったらいいのかということで、町内でよく休みに聞いたりするんですが、そのときにほとんど皆さんは観光マップとか登山マップとかというようなものを持っておられますね。ですから、この道はどういうふうに上がったらいいのかということに、その中には、トイレが公民館のここにありますとか、ここにこういう施設がありますということも全部載っておるものをほとんど持ってきておられますから、ほとんどそういう愛好家の方は十分理解ができてやっておられるというふうに私は思っております。

それから、巡回バスの問題でございますが、私も巡回バスについて、とにかく町内を早く回してみたいと思ったんですが、現在、町にあるバスは巡回バスとして不適當なと言うちゃ失礼なんですけれども、形そのものが巡回バスに適していないんです。ということも皆さんもご承知と思いますが、府中町とか坂町の巡回バスの問題も専門的に見ていろんな研修をしていただきましたが、府中、坂町は巡回バスとしてのバスを購入してやっておられる。バリアフリーを含めて、そういうこともありますので、現在、海田町のバスを有効に活用するためにどうしたらいいかということで鋭意努力して今後はやってみたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）それでは、合併に対する新法の特例措置について答弁させていただきます。今、岡田議員からお問い合わせがありましたけれども、昨日、佐中議員のご質問にもありましたが、その引続きということで私の方からお答えさせていただきます。財政措置の主なものとして合併算定がえと特例債と2つの大きな措置があるということはお案内のとおりでございますし、昨日も答弁しておるところでございますが、先に問い合わせのありました合併算定がえ、これは主には性格的に言うと行政運営のソフト経費、

例えば職員の人件費とか、そういうものが合併によって急激に縮小するという事はなかなか難しいために、それぞれの団体が存続したとして算定した交付税を暫定的に一定の期間内保障しようということで、主に行政運営のソフト経費の配慮ということになるかと思います。それで、議員からお問い合わせがありましたとおり、現行ではこれを10年間まず満額保障する。それから段階的に削減して行って、16年目に本来の額に落ちていくということが、これが新法になりますと、これも満額保障する期間が今度は逆に段階的に縮小されるんですが、来年の合併であれば9年であり、再来年の合併であれば8年であるということで、これが短くなってやはり5年間で削減されて、これが、だから、16年目だったのが15年目、あるいはその次の年になると14年目という形で削減されるという形で若干措置が薄くなっていると。合併の年がおくれるごとにですね。そういうことがあります。

それから、特例債の方でございますけれども、これは先ほどの合併算定がえが主にソフトということであったのに対して、合併建設計画に基づくハード事業、施設整備事業、これに対する特例措置というか配慮でございまして、特別な借り入れを起こすことができ、その借り入れに対して交付税の償還時に、借金を返すときにその返す部分の7割を財源保障しようという制度でございまして。

それで、あと新法においても起債に対する特別な配慮というお話があったと思いますが、これは昨日、私どもも検討させていただきました。多分といいますか、合併建設計画ということは、これは合併の遂行のために必要な、欠かすことのできない建設計画であるということで、それを執行するに当たっては起債、財源をなるべく確保してあげようということで、起債措置をなるべく弾力的に運用して、いわゆる起債の許可というのを弾力的にしようということの趣旨でございました。これは実は現行の法律にもございますし、新法の方にもございます。ただ、これが特例債と決定的に違うというのが、これは償還に対する財源措置は何もありません。ですから、借金であるということに変わりないと。それから、もう一つつけ加えさせていただきますと、特例債が廃止された経緯といいますか、それはこの特例債による駆け込み的な箱物整備ということが全国的に行われると。合併をあれにした焼け太りと言ったらちょっとあれですけども、そういうことがあるのではないかという指摘がかなり多くあって、やはりそういうあめ玉といいますか、それはよろしくないのではないかという議論の中から、特例債はもう今回限りにしましようということになったというふうに聞いておりますので、新法に移った時

点で特別な配慮による起債があったとしても、これに対して財源を与えるような形で施設整備を後押しするとか、やらなくてもいいようなものを作ってしまおうということにならないようにということはあると思いますので、財源措置が拡充するというふうには理解をしておりません。それから、乳幼児医療でございますけれども、ご質問にもありましたとおり、県の制度を導入するということで始めさせていただくということです。もちろんサービスの拡充ということで、まずは年齢の拡大、今まで2歳なり3歳までということの制度でございましたけれども、これを就学前まで引き上げるということが今回の改正の重要なポイントであったわけですが、これは県においての議論の中でもいろいろ、非常に財政状況が厳しい中で新たな財政負担を伴う話ですから、かなり厳しい議論があったというふうに聞いております。その中で、やはりサービスの拡充と受益の負担ということのバランスをとらなければならないのではないかという議論があって、いろいろな厳しい議論があった中の最終形として、サービスの拡充をするけれども、負担にならない程度の中でやはり自己負担とか、それもお願いをするという形で県の方が決着をしたというふうに聞いております。それで、これを海田町で導入するに当たって、やはりこれまでにない財政負担を負う話でございますので、一気に県の助成措置がない一部負担金のところまでの助成というのは踏み切るのが非常に難しい状況がある。あるいは、これを就学前からさらに年齢を拡大するというのは、これは県の制度そのものが助成がないところまでの拡大ということになりますので、財政状況を見るとかなり厳しいというふうに考えております。それで、あと廿日市等、あるいは近辺であれば熊野町といったところが一部負担金の導入を見送るような動きがございますけれども、これは実は県の拡大措置がある前から廿日市と熊野町というのは年齢拡大をしておりましたので、今回、一部負担だけの導入ということになると、サービスの一時的な低下ということになりかねないということで見送ったというふうに聞いております。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）合併問題で、まず、この説明資料の中には広島市の財政ですね、今、広島市が出しております表で、星印があつてという、ああいうふうな広島市の出しておる財政状況とか、ああいうふうなを出されるのか。出されるべきだと思うんですけども。やっぱりどうしても相手があることですからね。

それと、さっきの算定がえとかというふうなのはどうもちょっとわかりづらいんですけども、激変緩和措置で段階的に減らすということで、例えば2005年と2006年の間に

合併したときは9年間あるわけでしょう。今度は2007年と2008年に合併した場合は7年間というて、ずっと言っていたら、最後は2009年ですか。だから、平成21年に合併した場合にはこの5年間だけというふうに私は思うておるんですけども。結果的に最後が終わる時期というのはそんなに、2014年、15年と変わらんのじゃないかというふうに思うんですけども、このあたりはどういうふうになっておるんですか。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）それでは、まず資料についての問い合わせが1点ありますので。資料につきましては、もちろん海田町の財政状況の見直しについても出しますし、それと対比して広島市の財政状況のものも対比した形で出しております。ですから、同じ、さっき言われました多分星印がついたやつですね、これも出すようにもちろんしております。

それから、算定がえにつきましては、先ほど岡田議員が言われていましたように、17年または18年に合併をした場合は9年間算定がえの措置があり、その後5年ということですから、14年間ですね。9年プラス5年で段階。合併が21年度の場合は5年間プラス5年ということですから、段階適用を入れて10年という考え方です。よろしいでしょうか。要は、今までは10年が満額だったんですが、5年が満額で、あとのプラス5年で段階的に下がっていくというのが21年度の合併ということですよ。よろしいでしょうか。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）そうやってきたら、それまでは単独でやるわけですから、結果的に今の10年と変わらんというふうに思うんですけどもね。終わる時期が同じなんですから。それまでは単独ですからね。この条例を出された時点ではそういうことがまだ決まっていなかったものですから、あれなんですけども、今度変わったわけですからね。

それと、今の特例債ですか、これもまだちょっとなくなるというので、新たな代わるものができるはずですからね。そういうふうな中での説明、これはあくまでもこの条例が出されたとき、今の法律がなくなるから、もうそういうふうな制度は全くないですよというふうな条件のもとで出されたんだと思うんですけどもね。だから、それがちょっと変わってくるから、その辺の説明も要るんじゃないかと思うんですけどもね。ちょっとこれはわかりにくいところじゃあるんですけども。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）確かに、わかりにくいというご指摘はそのとおりでございまして、です

から、今回の住民説明会の説明の一番重要なポイントはやはりこの新法と旧法の違いと
いいますか、この法律改正があったことによってどういうことが変わったかということ
をきちっと説明したいと思っております。

それから、算定がえの件でございますけれども、同じじゃないかといって、最終保障
期限は確かに年次として見れば同じでありますけれども、それまで、合併するまでの間
にそれは単町で単独のこの町を維持していくということです。ところが、合併をした場
合は、広島市と海田町が合併した大きな広島市の中で海田町分の交付税と旧広島市分の
交付税を使って、その中でやっていくという違いがありますので、その点がやはり違い
はあるというふうに思っております。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）どうもちょっとよくわからないんですけれども、どちらにいたしましても、
やはり今この広島の財政ですね、一番はやっぱり財政だと思うんですよ。例えば合併を
した場合、広島市が海田に対して、府中でもこの前、町長選挙があつて、府中の町長も
そのようなことを言われておったんですけれども、例えば府中の場合だったら東区と府
中との関係で、府中をどういうふう発展させてくれるのかというふうなのを広島市に
言っても、広島市がなかなかビジョンを見せてくれんと。海田でもやっぱり同じことだ
と思うんです。まして、海田はまだ条件が厳しいと思うんです。そういうふうなものも
やはりこの大きな説明材料にしてほしいんですけれどもね。そうしないと、例えば仮に
したとしても、本当に海田町のためになるのかどうかというふうなものわからないとい
うんですかね。去年の建設計画とは変わっておるわけですからね、明らかに。そういう
ふうなものと、ただ、自治をいかに守るかというのがやっぱり一番の基本なわけですから
ね。今度、町長のお考え、海田町をどういうふうにするかというふうなお考えもあると
思うんですよね。合併するしないは別にして、今の町長のお考え、そういうふうなものも
明らかにして、自分はこういうふうな海田町をしたいと。それに合併問題が、そういう
ふうな問題が出てきたんだけれどもというふうな、町長の、海田町をどのように発展さ
せていくのか、そういうふうなものもやはり、前回の町長選挙でたくさんの票をとられた
わけですから、そういうふうな町民の期待は物すごくあると思うんです。そういうふう
なところをお願いしたいんですけれども。町長の海田町に対する発展の思い、そういう
ふうなものをお伺いしたいんですけれども。

それと、やはり乳幼児でも老人医療でも巡回バスでも、何か海田町の特長というものが

全く見えてこんな気がするんですよね。特に近隣町村と比べても何か活性化、いわゆる景気が回復したから税収は上がるというふうな面だったら、それはどこでも同じなんですけど、やはり海田町独自のものというのがまだ見えてこんと思うんです。山岡町長にかわられて、今までの町政はやっぱり皆さん、町長にかわられたわけですから、何か新しい施策・方策を期待されておるんですけれども、それに応えるような、町民の方の目に見えるようなというんですか、そういうふうなものをこの施策というか町政を行ってほしいんですけれどもね。何か今のままだったら、県とか何かのままでずるずるとそのままの施策というか、そういうふうな気がするんですけれども、このあたりはどういうふうに町政というか、考えておられるのか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、岡田議員からの再々質問の中にもありますように、町民が明るく住みよいまちづくりというのがどうしても海田町にあるわけですが、過去から、海田町におきましても特徴のあるまちづくりを推進されましたけれども、結果的には、今おっしゃるように、何か特徴がないまちだというふうに指摘を受けるわけですが、そのためにも今回のいろんな資料を見てもらって、住民に判断をいただく材料を出させていただきます。そして、新しいまちづくり。その中において町民の活性化委員会なんかでいろんなご助言とか提案をいただきながら新しい考え方を持っていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）6番、渡辺君。

○6番（渡辺）6番、渡辺善隆です。2点について質問いたします。

1、地球温暖化対策協議会設立について。政府は地球温暖化対策に取り組むため、地方公共団体が中心となり、地域住民、企業、有識者など、各方面の意見をまとめ、地球温暖化対策のための協議会を設立することを進めています。従来から環境省は地球温暖化対策のため、省エネに関する助成を行ってきましたが、2004年度から新たに一般家庭の家庭用燃料電池の購入なども国が費用の一部負担をする制度がスタートします。この前提条件として、地域協議会の設立が挙げられています。これは早急に立ち上げる必要があるのではないかと考えますが、本町として設立する意思がとおりでしょうか。

2、介護予防サービスの導入について。現行の介護保険制度で最も大きな問題の1つに、要介護認定者数が高齢者数の伸びを上回る勢いで増加していることです。その中でも要支援、要介護1の軽度の認定者の伸びが突出し、しかも軽度要介護者の重度化が進

んでいます。その原因として、高齢者の生活機能、身体機能の維持・改善が介護サービスの目的であるにもかかわらず、結果として身体機能の改善に結びついていないと指摘されています。こうした現状を踏まえ、要介護者の増加・悪化を防ぐ介護予防として、医療用トレーニングマシンを使った筋力トレーニングなどのリハビリを受けられるパワーリハビリの導入が全国の自治体に広がっています。予防が進めば、介護保険料の上昇を抑えられるという財政面のメリットは当然のこと、何よりも高齢者自身が元気を取り戻し、自立した生活を継続することになります。本町では本年度から家族介護教室を創設され、介護予防事業を積極的に進められていますが、さらにこのパワーリハビリを導入するお考えはありませんか。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員の質問にお答えをいたします。地球温暖化対策協議会の設立についてでございますが、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、地球温暖化対策推進法で、温室効果ガスの抑制等に関する措置について協議するため、組織することができると定められております。しかし、県が協議会の設立推進に取り組んでまだ日が浅いため、既に設立した自治体は県下でも2自治体という状況でございます。海田町といたしましても、今後、設立自治体の事業状況及び活動内容等を参考に実効性のある組織づくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険などを利用されている高齢者向けの新しいリハビリ法としてパワーリハビリテーション、いわゆるパワーリハビリが注目されております。高齢者においてはどうしても動作が鈍り、歩行が遅くなるなど、老化により体の動作性が低下するものとなります。このような動作の衰え、体力の低下等の改善と高齢者の筋力トレーニングにより要介護度が下がるなどの効果と自立を目指すものであります。また、前年度から国の補助金の対象事業となったこともあり、全国的にも老人保健施設や病院を中心に広がり、自治体での講座も増える状況であります。いずれにしましても、ご提案いただきましたパワーリハビリの講座開設でございますが、専門的スタッフとして医師、理学療法士などの配置等の課題もあり、町独自での実施は難しいものと考えております。しかしながら、要介護者等の機能回復、日常生活等での必要性について実施自治体などからの情報収集に努めるとともに保健、予防、介護に携わる関係部署との連絡会議等において検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いたします。

○議長（前田）渡辺君。

○6番（渡辺）6番、渡辺善隆です。再質問をさせていただきます。まず、1番目の地球温暖化対策についてでございますが、まず、まだ県が設定して日が浅いと。状況を見て判断されるという答弁をいただきましたが、そうしますと、現在では海田町では地球温暖化対策についてどのような、まだ取り組みを全然やっておられないということなんでしょうか。それとも、また今後の計画をどのように進めるかというようなこともまだ全然検討されていないのか、その点をお願いします。

それと、2番目の介護予防サービスについてでございますが、一例を申しますと、これも今、検討してみるという答弁をいただいたわけなんです。事例を申しますと、東京都世田谷区では区内の特別養護老人ホームに委託して2003年4月からパワーリハビリが実施されています。トレーニングは週2回、3カ月かけて行われ、毎回のトレーニングでは参加者が6種類の専用トレーニングマシンを順番に使い、足、腕、胴体などの筋肉を鍛え、全身のバランスを整えるそうです。2003年の第1期、5月から7月には要支援が2人、要介護1が8人、要介護2が3人、要介護3が2人、要介護4が1人の計16人が訓練を受けましたが、プログラム終了時には16人中14人が要介護を改善し、うち6人は介護認定に該当せず、自立したという実績もあります。介護給付の節減額も16人全員で年間1,584万円に上ると言われています。高齢者の自立のためにも、また介護保険の維持をしていくためにも早期に取り組む必要があると考えます。また、現在、海田町では海田町に建設中の総合福祉センターの中にこうしたパワーリハビリ用のトレーニングマシンを設置するお考えはありませんでしょうか。以上です。

○議長（前田）保健センター所長。

○保健センター所長（西本）まず、渡辺議員再質問の地球温暖化防止対策の現在の海田町の活動状況並びに今後の活動計画についてご答弁申し上げます。海田町といたしましては現在、この地球温暖化対策というのがすべて省エネルギーに通じるというふうに考えております。そのため、現在行っておりますのは、毎年6月が地球環境月間となっております。その月に合わせまして広報等での普及啓発、そういった活動しております。それから、公衆衛生推進協議会がございすけれども、その中でも省エネというよう呼びかけもしております。

それから、今後の活動と計画ということでございすけれども、具体的にこれをやるというふうな、現在のところ、計画というものはありませんけれども、先ほど質問がありました協議会ですね、地球温暖化対策協議会でございますが、これの設置を検討する

ことに合わせまして、その活動内容の中にあります省エネの普及啓発、あるいは調査・研究等、こういったものを随時やっていきたいというふうに考えております。

○議長（前田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長(上村)介護予防サービスの導入についての再質問にご答弁申し上げます。

渡辺議員ご指摘のとおり、パワーリハビリにつきましては各方面でいろいろ効果があっているということはいろいろと情報として入っております。このことも含めまして、今後、国の補助事業の内容を把握させていただきながら、実施自治体、施設等に対し、状況の把握をしながら関係部署において検討させていただき、前向きに考えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それと、センターへのパワーリハビリの機器の導入につきましては現在、導入の考えはございませんが、町内の施設であるとか、そうした可能な施設等の対応によるパワーリハビリの講座の開設につき検討させていただきたいというふうに現時点では考えております。

○議長（前田）渡辺君。

○6番（渡辺）6番、渡辺です。再々質問をさせていただきます。1番の地球温暖化対策についてでございますが、この地球温暖化の原因となるCO₂ですか、これの削減については様々な方面からの取り組みが必要だと思います。まず、ごみの削減、減量、それも1つになると思います。また、本庁舎を中心とした公共施設のエネルギー管理や、また屋上緑化ですか、こうした取り組み、また、本町では既に1台購入されていると聞いておりますが、クリーン車の購入ですか、こうした身近な省エネ、それへの取り組みが大切だと思います。まず、今後の取り組みとしてこれらを進めていくお考えがあるかどうか。特にクリーン車の購入ですか、これはまた時期的には順次かえて購入していけるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員ご指摘のように、省エネ対策とか環境の問題につきましては非常に今、全国的、地球的な問題でございますので、そういうことにつきましては積極的に取り組んで、例えば車の買いかえにつきましてもそういう方法でやっていきたい、こういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）9番、斎木君。

○9番（斎木）9番、斎木貞暁でございます。私は、昨年11月18日から2泊3日間の日

本青年館の政経セミナーへ参加しまして、本当に目からうろこが落ちるような研修を受けたわけです。よって、参考に山岡町長さん、皆さん、執行部の方や議員さんに申し上げますか、ある程度、お手紙で差し上げて、おわかりになると思いますが、まず、和歌山県の木村知事が「日本の仕組みを改革する」というような演題じゃったわけです。次に、北海道のニセコ町の逢坂町長さんは「無党派の限界」という題でございました。その次に、今日は教育委員長さんがお見えになりませんが、「教育委員会制度の改革」ということで出雲の西尾市長さん、それから群馬県の太田市の清水市長さんの2人の講演を受けたわけです。次に、「自治体の再生」というて、コーディネーターは有名な「ニュースステーション」に出られる福岡政行先生で、3つの市と町が、福岡県の赤池町は「財政再建団体からの脱却」ということでございます。次に、埼玉県志木市の「職員半減計画と行政パートナーの導入」ということで、私も6月1日に市役所を訪問してまいりました。調査してまいりました。次に、東京の小金井の市会議員さんが「議員から見た職員人件費の比率」ということでございます。次は、福岡先生が、これは現在は白鷗大学の教授ですが、「総選挙と地方政治の課題」ということでございました。最後に、前三重県知事で北川先生でございますが、これは県会議員から衆議員へ3期、それから三重県知事を2期、現在は早稲田大学院の教授でございますが、「地方政治とマニフェスト」という題で講演を受けたわけでございます。

それで、私が皆さん方へ訴えることは、赤池町、福岡県ですね、これはマスコミにもよく出てご存じだと思っておりますが、再建団体に陥って、その目標の2年早く立ち直ったと。それに、約7億円かけて、総務省の許可を得て庁舎まで建てたということです。それは皆さんご存じのように、町長さんね、職員がごみ処理の運転手とか日曜大工をやるとか公園の掃除をするとかということで、涙ぐましい体験発表でございましたが。そして、前町長の責任は問わんということで、新町長のもとに再建をされたような話でございます。広島市が今、再建団体に陥っておりますが、そういうような、これは陥ってからそういう再建をしたと。

次は、先ほど申しました志木市ですが、これも年次計画を持って職員を半減すると。そして、市民にボランティアを募集したら385名来たと。そのうちに160名が無料奉仕されるわけです。私が1日に志木市の市役所へ参りますと、入り口に、山岡町長さんが導入された総合案内所にきちっとおられた。これは市役所の職員ではないんです。自給700円で総合案内をしておられる。これはすばらしい案内の仕方ですね。役場職員も一生懸

命やっておってですが、どうもつっけんどんなことでおられますが、物すごい親切な言葉で各課を紹介されるんですね。そういうようなことに直面いたしました。そして、一番、志木市の駅において、タクシーの運転手が、何かいいところはありますかと言うたら、1年と2年は25人学級にしていますと。そして、訪問して、女性の課長さんでございましたが、すぐに飛んでこられまして、3年生から来年はまた25人学級を導入すると。これは文部省、県教委の特区として認めてもらってやりよると。運転手さんが自慢にそれを話しておられたんですね。そして、現にそれをお聞きしたんです。私は以前、志木市へ行ってみなさいよ、赤池町を訪問して勉強しなさいよということを町長さんに言うたこともある。そういうことに直面して、帰りには、時間がありますかと。それじゃ、志木市を案内しましょうと言うて、町の公用車で案内してもらって駅まで送ってもらった。そういうふうに、一步入っても違うわけでございますよね。そういうことを体験いたしました。

次に、小金井の市議員さんが、革新系の市長さんが8年間やられると、例えばごみとりの収集運転手さんも正規の職員、警備の方も正規の職員、そういうことで人件費比率が49.5%あったのを、保守系の市議員が出て、外注とかその他して29.5までに下げたと。こういう話もお伺いしたようなことです。

それで、町長さんね、府中町の合併問題で、私は、皆さんに言っておきましたように、和多利町長さんの合併反対が勝利するだろうということに当たったわけですが、マスコミ、新聞を見ると、和多利町長さんもどんどん市へ要求しているんですよ。一体、合併したらどうなるのか、資料を出せ、資料を出せと。それから、話に聞きますと、あるいはマスコミに聞きますと、職員の皆さんが物すごい勉強されて、合併協議会でも突っ込んで市の職員に負けんぐらい対応されるということも私は聞いております。そういうことがああいう形で隣のまちで、非常に近接しておる府中町の合併反対が成功されたのではないかと私は思うわけでございます。よって、私は今の状況においては直ちに合併することは必要ないという考え方でおるわけです。しかし、私は市役所をはじめ、市長さん、職員、議員さんが長岡藩の米百俵の精神で再建されれば、2年、3年、4年後には財政が立ち直っていくんじゃないだろうかと。そのときにやっぱり合併をすべきじゃないだろうかと。こういう考え方を持っております。

それから、私も、皆さんご存じのように県議員をしておりまして、秋葉市長や山田助役さんら、市議員と再々つき合って接触をしておりましたが、合併任意協の委員に

もなって「市長さん、ちょっとお話ししたいんじやが、助役さん」と言うても「いや、忙しい、忙しい」ということですよ。それから、消防組合の議員に議会のおかげでならせてもらっておるが、「齋木さん、合併しようで。仲ようやろうで」というのは一言もないんです。任意協でも、町長さんも出られたことがあるが、合併してやるんだという感覚ですよ。そういうような態度で終始なられておられたわけですから、そういうような、組合議会議員に市会議員も5人いらっしゃるが、全然ない。そういうような形の中でやっぱり私は正しい合併反対の処置が議会でとられたんじゃないかと。こういうことを再度皆さん方をお願いします。いつも私も研究不足ですが、佐中議員さんが、海田町は府中に次いで財政がいいところであって、全く、町長さんもおっしゃったように、効率がいいんですよ。議員さんもおっしゃったように、効率がいいんです。そこに3万500人の人口があるんですよ。例えば東の谷に夜中の2時ごろ、20人ぐらいがわーっと言うたら、私は海田の端の海に届くんじゃないかと。そういう効率のいい海田町でございますので、私は今から申しますように、どうも役場の職員が町民の一二ですが、玄関に石を投げりゃ、皆さん申し訳ないけど、だれかに当たるといふうに、職員の方が多過ぎるんじゃないかと。私は、希望退職を募って、4年間で山岡町長さんね、再度、この前質問しましたが、60人ぐらい減らしてもらいたい。職員だけを減らして、議員はどうかと。今、2名減らして18人で決まっておりますが、私は、来年の4月ごろに選挙があると思うんですが、まだ6人減らして12人ぐらいにしてもいいんじゃないかと。その中で選挙を戦って、はい上がってこられた方がやはり新しい海田町の町政をつかさどっていただければいいんじゃないかなと。まだまだ小一年ありますから、今から頑張られりゃ12人の中に議員さん皆入られるんじゃないかと。しっかりしておりゃね。そういうことを考えております。そういうようなことでございまして、約4億円ぐらい私は浮いてくると思う。そうすると、新規事業も私は町長さんを中心に、職員、議員、町民が一体となって海田町のまちづくりをすれば、これはもう合併する必要がないと、こういうふうに考えております。

私は、山岡町長さんも理事をしておられましたが、伊藤組合長が5年間で100人の職員を減らしたんです、円満に。もちろんスーパーで30人ぐらいは経済連等へ任して、これで30人減らしたわけですが、そういうふうに思い切ったリストラをされなきゃいけないと思います。

16年度予算も、町長さん、合併のどさくさで、起債とか取り崩しとかで約34億円ぐ

らいが無理をして16年度の予算を組んでおられるから、もう17年度は一体どうなるんじゃないかと。こういうふうな気がしておるわけでございます。そういうふうに、財政状況が非常にやっぱり厳しいのでございますが、町長はじめ議員さんが協力すれば、広島市と合併しなくても何とかやっていけるんじゃないかということを考えて、今日皆さん方に訴えるようなこととございます。海田町は、私たちも町長さんも大英断していただきまして協力してもらって、やはり合理化してもらいたい、リストラしてもらいたいと。

三次市の広小路市長でも私は一緒に県会議員をしておりましたが、佐中委員長が、それじゃちょっと、水道事業も民間委託しておるんです。図書館をはじめ、保育所も、ある程度のリストラするためには、民間委託して、やっぱり三次市のリストラを山岡町長さんによく見てもらって、やってもらいたいと思います。

次に、佐中議員もおっしゃっておったけど、高架事業については私は勉強不足ですが、全く佐中議員さんがええことを言うたが、役場をちょん切られりゃ、熊野や坂へ行ってみたら、すごい庁舎だ。そういうことを考えれば、3分の1ちょん切られれば、県が当然建ててもらえるんじゃないかと。そういう形の中で高架事業も進んでいくしと。じゃが、広島県が赤字じゃったらどうもこうもならないかと。国と県の方針ですから、海田町だけが高架事業を中止するということはありませんので、私は心配する必要はないんじゃないかと。これは佐中議員さんの受け売りですが、そういうふうに不勉強ですから、私はそういうふうに述べておるわけなんです。

そして次は、山岡町長は過去に議員の経験を持っておられて、海田市駅前の区画整理も、議会の答弁書を二、三年前のを読みますと、山岡町長が議員さんのときに、やはりあそこは中止すべきだと。我々も常に平素話しておったが、やはりやめた方がええ、できやせんと。町長になられたら、そうはいかんのか知らんが、またのこのこと6,000万の予算を組んで、今までにおよそ12億円捨てておるんですよ。それをまた踏襲してやられておるようなことで、職員があその事務所に5人がぶらぶらぶらぶらしておるんです。そんな血税をむだに使ってもいいんじゃないかと。そういうようなことで、山岡町長さんの考え方を再度お聞きしたいと、こういうように思っております。

それから、海田町の借入金を調べますと、133億円あっておると。今のようにリストラをやっぱりやっていかんと、無借金経営で海田町の誇りとして、起債じゃどうじゃ借金じゃというて血税をもろうて喜んでおるような、海田のそういう浅ましい根性を出しちゃいかんというのが私の考え方でございまして、我々海田町も米百俵の精神で頑張っ

いけば、それをやらん限りは、私は公約しておる17年の3月末で合併しなきゃいけないんじゃないかと思うんです。しかし、合併はしたくないんだから、すばらしい山岡町長の力でやってもらわなきゃいけないと思います。

私は、大体皆さん名前を言うとおかるもので、ちょっと修正しましたが、老人会の役員の方が、斎木さん、2年前は1団体で50人100人で、老人会研修費の旅費を、書いておりますように、7万5,000円もろうておったと。去年は4万7,500円に下がったと。今年はゼロじゃと。市長に会おう会おうと言え、いや、忙しいじゃどうじゃというて投げ。斎木さん、今ね、市議員も市長とけんかしよるし、今行きなさんなよと。こういうふうに親切に有力者が言うてくれたことも、それじゃと言うて、すぐそれをうのみにするんじゃないですが、そこらも町長さんも議員さんも町の職員もよく考えてしてもらわなきゃいけないと。

結論は、やっぱり最後は公約に掲げております住民投票に従わなきゃいけないんですから、その点も述べておきまして、私は町長さん、合併しちやいかん、しかし、リストラとかそれをやっていかにやいかんと、こういうことを述べておきます。

次に、町長さんの町政の改革についてでございますが、私は辞退しました。ひきょうかどうかはわかりませんが、町長さんに託した。しかし、優しい言葉でお願いしておるんですが、やはり辞表を常に懐に入れていただいて、いつでもおれはやめるぞという信念を持ってやってもらいたい。しかし、どうも町長さん、あんたは気が弱いんかどうか知らんが、どうも弱いようなんよ、それが。ひとつその点もお願いしたいと思います。

次に、久保田助役の発言について、私は真意をただしたい。私は3期12年、落選してもう5年になるが、同じ県庁のかまの飯を食べておる。あんたも食べて、そのときにどうしたか知らんけど、私はひとつあんたに、町長さんの指導が悪いんか知らんが、やっぱり助役だから、議員さんの家を回って、どういうところにいらっしゃるか、どういうことかというぐらいするのが町長の助役としての私は任務じゃないかと思うよ。座り込んで、あんたは出ておるかどうかわらんけど、そういうことからやはりこういう質問を、間違った質問かもわかりませんが、ひとつしたいと思います。これは町長さん、あんたも同席したという2人の職員からの情報ですが、やっぱり助役さんは、前の松岡助役さんはその点は立派じゃった。山岡町長の助言・指導のもとに。藤田県知事の指導じゃないんよ。助言じゃないんよ。それを、職員の前のあいさつのときに、藤田知事から合併せにやつまらんぞと言うて来られましたという、又聞きですから、私は真意は知らんけ

ど。本当に8月22日に住民投票があるんよ。そういうことを知って来ておるんか知らなんだかどうかわかりませんが、最後は町議会の議決で、町民が主人公ですよ。山岡町長の指示のもとにあんたは頑張らにやいけんのじゃがな。そういうことが事実かどうか。私は失礼な言葉を言っておるが、それが事実なら、私は県庁へ帰ってもらいたいと。こういう言葉でお願いしておるんですが、ここで久保田助役のその発言が本当かどうか、虚偽で伝わったのかどうか、そこらの真相を明らかにしてもらいたい、こういうことなんです。

次に、駐輪場の問題で、ある町民から聞いたんです。文書で刑事告発したと。町長さんも議員の時代に随分私も質問したが、何かがあるんかいのと。その後の駐輪場の経過を町長さんから聞きたいと、こういうことです。

次に、キャンプ場ですが、私は余り視察しておりませんが、佐中議員さんの郷里の高野町へ行った。人口2,000人前後。そうしたら、一戸建てのキャンプ場が5棟建てておったですね。今、加藤前町長さんがやるやると言われてとうとう放置してあるが、やっぱりあそこへ3棟か5棟建てられて、有刺鉄線を張って、四、五カ月だけ開放してきれいにすれば私はいいんじゃないかと。そうやるやると言われたのが、新町長の山岡町長は今後あれをどうされるのかと、これを聞きたいと思います。キャンプ場についてですね。

次は、私はくどいように建設委員会でも佐中委員長に頼みよる。農業公園を、東の谷は立派だが、西の谷にあなたのお力で、10億円で7年間であそこを拡張するんだね、道路を。直ちにやってもろうた。その後何が海田町へ残さにやいけんかということは、設計だけでも16年、17年にやって、これを完成してもらいたいと。それは、ハーブ園、薬草があり、そして家庭菜園があり、果物園があり、猿が出ると思えば囲いをしてもろうて、きれいなものをあそこへやってもらいたいと。これは実現するまで言い続けたいと思います、私はね。その点のご答弁をお願いします。

ケーブルテレビも50万かと思いましたが、財政当局からあれは300万ですよと言われたんですが、この前も質問しましたように、海田町の情報文化ですから、町長さんね、議会の同意を得て1,000万ぐらい出してやりんさいやと、こういうようなことをお願いして、ご答弁願いたいと思います。

それから、再々、町長さんの方針も出て非常にありがたいんですが、文化ホール、これはみんなが望んでおる。3万500人で文化の海田町がシートを敷いてパイプいすを並べてやるようなことじゃ私は恥ずかしいんじゃないかと。どうか合理化してむだな経費を

使っておられる、今までね。その点をもう1度、町長さんの答弁の中にあったが、私の質問に対してももう1度お答え願いたいんです。

そのほか、小学校の危険校舎がPTAの陳情で、合併のときの条件に市長さんをお願いしたら、断られたと言うが、私は重点目標で、PTAの陳情に対してどのようにお考えになっておるじゃろうかと。調査不十分だから、ちょっと質問がへこへこなるかもわかりませんが、お答え願いたいと思います。

最後に、農業委員会をついに庶務課の中に、町長さん、あんたは入れたんね。農業をばかにしておるんじゃろうかと。私は、国内に村という名前を取ったら、田舎文化、農村文化の日本はだめだと思うんです。大分県の中津江村の坂本村長さんは総務省とかけ合せて、地元で。東中津江村というのを残したんやね。そういうことも関連しますが、そこらについても私は再検討していただきたいと。まだ東や西地区には随分田んぼが残されておるし、そういう点でお願いしたいと思います。以上、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）斎木議員質問の1点目から7点目まで及び10点目につきましては私から、8点目、9点目につきましては教育委員会から答弁をさせます。

広島市との合併問題の質問でございますが、町政の改革につきましては斎木議員からいろいろなご提案やご指摘をいただきましたが、これらの提案等は真摯に受けとめ、ご期待に沿えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、財政問題でございますが、広島市の財政状況に限らず、全国の地方自治体も苦しい財政事情を抱えており、事務事業の見直しや人件費の削減に本腰を入れて取り組まなければならない状況にあります。本町においても厳しい状況にあると感じております。合併は市の財政が立ち直ったときに考えればよいとのご指摘ですが、今回実施する住民投票で、現行の特例法による財政支援を受けて合併するか否かについて住民の皆様の意思を確認し、方向を定めたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

次に、海田市駅南口区画整理事業についてでございますが、昨日、桑原議員のご質問に答えましたように、現在実施している土地区画整理事業につきましては、関係地権者との意見交換会などを通じて地権者の方々に理解が得られるまちづくりの方策（手段）を模索しているところでございます。ご承知のとおり、この事業は都市計画決定及び事

業計画決定を経た事業で、既に区画整理事業に必要な用地を購入し、仮換地指定に向けて基準地積を確定するための一筆地測量を終えているところでございます。これらはいずれも国庫補助事業で行っていることから、仮に現在の事業計画を変更することになりますと、取得した用地の利活用方法や国庫補助金の返還など、解決しなくてはならない課題が山積しております。また、あわせて地権者の方々の合意形成が図れる新たなまちづくりの計画策定に向けての取り組みが今後の大きな課題であり、私といたしましても、この地区のまちづくりは大変重要な事項であると認識しております。現在、まちづくり事務所の職員は積極的に地域の中に出かけて、地権者をはじめとした地元住民との信頼関係を構築しながらまちづくりのためのご意見やご要望をお聞きし、また、他方では広島県との連携を強化するなど、課題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。今後とも引続き職員を督励してまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、助役の就任あいさつにおける発言内容についてのご質問でございますが、助役の就任あいさつの内容は、昨今の国及び県の合併に関する一般的な方針を話されたものと理解しております。

続きまして、海田市駅前駐輪場にかかわって、町民が司法当局に刑事告発を行ったということを聞かされ、そのことに対する私の所見と今後の対策についてお尋ねでございますが、告発は刑事訴訟法第39条第1項により、だれでも行うことができることになっております。ご質問の告発につきましては承知しておりませんが、もし告発が事実であり、その内容が本町に関係してくるようであれば、捜査当局からの照会があるものと考えております。慎重に対応してまいりたいと考えております。

キャンプ場にヒュッテを建てたらどうかという質問でございますが、本町では現在進めておりますキャンプ場を含めた総合公園の2期整備計画の中にロッジ4棟、オートキャンプ場10区画、テントサイト20サイト等を計画しているところでございます。この中のロッジにつきましては、地理的条件、社会的・経済状況を踏まえた宿泊施設として整備してまいりたいと考えております。また、このキャンプ場の管理につきましては、年間を通じて開放する関係上、現在行っている総合公園と同様の管理をする考えでございます。よろしくお願いいたします。

三迫への農業公園の建設についてでございますが、三迫地区の基盤整備への取り組みといたしましては、地区の幹線道路である町道6号線の改良を進めてまいり、未改良区

間の750メートルに事業着手したところでございます。

次に、公園の整備につきましては、三迫地区に街区公園を整備する計画を先般の説明会でも示しているとおりでございます。なお、本町には農業振興地域の指定がないことから、以前からご答弁しておりますように、ご提案の農業公園等はないと考えております。

続きまして、ケーブルテレビについてでございますが、行政もケーブルテレビに積極的に参加し、町の出資を増やしてはどうかのご質問でございますが、昨日の多田議員にお答えしましたように、今後、町としてCATVを活用した公共サービスで何ができるかについて検討していきたいと考えております。

続きまして、農業委員会を庶務係に入れたわけでございますが、農林係を庶務係に名称変更した理由でございますが、今回の機構改正に当たりましては、新たな行政課題への対応や組織のスリム化を視野に入れ、行政サービスの向上等を目的としたものであり、農林係につきましては、従来からの農林水産業の事務に加え、道路、河川、橋梁の台帳整備や交通安全対策にかかわる事務を新たに追加したもので、課の庶務的事務も含め、庶務係としたものでございます。

それでは、8点目、9点目につきましては教育委員会から答弁をしていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）それでは、文化ホールについてご答弁申し上げます。文化ホールの建設につきましては、これまで教育委員会としてご答弁してきておりますとおり、現在の厳しい財政状況下におきまして、建設費や、それ以後続く経年のランニングコスト等を考慮しますと、多目的な文化ホールの建設については非常に難しい状況にございます。したがって、現有の施設を多目的に有効活用しながら文化事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、小・中学校の校舎の改築の問題でございますが、建設年度及び耐震診断並びに耐力度調査の結果に基づきまして、中期・長期にわたりまして小・中学校の施設整備計画を既に作成しております。財政状況を勘案しながら順次実施したいと考えております。

○議長（前田）斎木君。

○9番（斎木）町長と教育長にお尋ねするんですが、文化的な海田町、非常に効率がええ

町行政の予算の中で文化ホールが難しいというようなことなら、教育長、あんたも資格はないぞ。一番恥ずかしいことじゃないか。シートを張って。何を始末しても、私が言うたように、町長、議員も減らさなきゃいけないが、職員を減らさなきゃ、このままだったら合併しなきゃだめなんだぞ。合併したくないなら、私はしたくないから、リストラをやり、いろいろな設備が4億円ぐらい浮いてくるんじゃない。何をあんたはつまらんことを言うんな。町長、それが本当か。もう1遍、山岡町長の答弁を願いたい。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡） 齋木議員もご承知のように、海田町は、私も議員になったときから、文化ホールとかをあわせていろんな研究をしてきた経緯もございます。その時点になぜできなかったか、今かなり我々も反省をしておるわけですが、今、教育長が言いましたように、確かに海田町には座席に座ってできるようなホールがないというのは本当に恥ずかしい限りでございます。そういうことを含めて、私としては今後、文化ホールのものを、織田幹雄記念館というのが以前からクローズアップしておりました。これとあわせて検討させていただいて、前向きに取り組んでいきたい、こういうふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田） 齋木君。

○9番（齋木）町長の答弁で、ある程度満足できました。ある程度。これは絶対、教育長、あんたが職を賭して頑張ってもらいたい。お願いします。あんたも長年、収入役をしたりして教育長に選ばれたんじゃない。それぐらいの性根を入れてやってもらいたいことを要望しておきます。

次に、これも要望ですが、町長さん、職員の皆さんね、我々議員もですが、やはり財政豊かでも、このまま4年間も10年間も続けようと思うたら、やはりリストラをやってくれなきゃだめなんよ。私は職員だけをどうのこうのと言うんじゃないが、議員もそういう覚悟でやらないと、合併せざるを得んのですよ。どっち向いても合併。うちも将来、3年4年はもてるが、そのときになったら広島市が要らんよということ言うかもわからないのです。そこらの長期計画をよく考えてお願いしたいと思います。これは要望事項じゃから、町長さん。以上で質問を終わります。

○議長（前田） 暫時休憩をいたします。再開は10時50分から。

~~~~~○~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。齋木君。

○9番（齋木）再建団体ということで不適切な言葉があったので、訂正してもらいたいと思います。以上です。広島市の再建団体のことの。

（「なっておると言うたんですね」と呼ぶ者あり）

○9番（齋木）そうそう。お願いします。

○議長（前田）じゃ、そのように図らせていただきます。

一般質問を続行いたします。13番、崎本君。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。2点だけお願いいたします。

1点目、海田小学校給食室の新築に伴う旧給食室の有効活用について。海田小学校給食室が新築に伴い、旧給食室を解体することになってはいますが、まだ建物自体が丈夫なので、解体せずに有効活用を考えてはどうかということでもあります。例えば、平成13年4月、海田小学校の空き教室を活用してシルバー人材センターがしめ縄やあれやこれやをつくる作業を行っておられるようではありますが、シルバー人材センターが作業所に困っておられるので、例えばですよ、こういうものに活用してはどうか、問うものでございます。

2番目に、国信地内の水路について。特に曾田地内の水路がふたをしていないところが多いが、水路にふたをする気はないか。あの箇所は小学校の通学路にもなっておりますので、非常に危険なので、水路にふたをする考えはないかを問うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）崎本議員質問の2点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をさせます。

国信地内の水路についての質問でございますが、曾田地区では、ご指摘のとおり、町道7号線に並行する水路以外は大半がふたかけをしていない状況にあります。これまで、開水路の方が維持管理が容易であり、急な出水時の安全度が高いことなどの理由から、ふたかけを実施していなかったものです。一方で、開水路では車両や歩行者の転落事故も危惧されることから、曾田地内の状況を調査した上で、必要な箇所については水路のふたかけを実施してまいりたいと思っております。さらに、ふたかけを実施しない

路線でも転落防止さくを設置するなど、児童を含む歩行者の安全確保に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）海田小学校の旧給食室につきましては、今年の5月10日にシルバー人材センターの理事長から盆灯籠の作成作業所、倉庫等で使わせてほしいという申請があり、既に、解体するまでの間という条件つきで使用の許可を与えております。先だってまた、5月の終わりでしたけれども、改めてこれを独自の事業に使うために使わせてもらえないかという要望書が出されております。現在、その内容を吟味しているところでございます。行政財産でございますので、いろいろと中身について詳しい事情を聞いて、それからの判断になろうかと思っております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）私も行って聞いてみましたら、たちまち盆まで借りちよると。盆まで貸しちゃうということでありましたが、やっぱりいろいろとやったら、まだ行ってみたら丈夫なので、今できる分は活用してやった方が私はええ。これは要望でええです。しっかりとやってください。

2番目の国信水路ですが、言われますが、あの方の水路は私が、もう約40年ですよ、寄附してつくったんですよ。皆、道は地元の有権者から寄附ですよ。寄附してつくったそのままずっとほうってありますよ。何人の人が落ちたと思うんですよ。あそこがつかったときには水路がどこにあるか、道がどこかわかりませんよ。そういうところに、ガードレールもない、何にもないんですよ。30何年ほったらかしですよ。行政というものは何を監督しておったかと。そうでしょう。私が言うたのも、この間落ちたから言うんですよ。落ちてけがされたから。でしょう。人がけがしても、改善するというあれがありますか。30年、いろんな人が落ちてけがをしておってんですよ。30何年ですよ。私はまだ40年前はあそこで田植えをしよりましたよ。今、田植えをした、あんだけ工場やら何じゃかんじゃが建って、まだその対策をしていないんですよ。隣はバイパスのええ道が通って。もうあそこは下水道が普及して、雨水だけしか流れんですよ。毎年毎年浚渫するのも、オープンじゃったら蚊がわいていけないでしょうが。なぜ、さっきの町長の答弁じゃないんじゃが、よく考えてじゃなしに、早急にふたをしてもらいたいんですよ。そういう考えがあるかないか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、ご指摘のように、私も現場を何回も見てまいりましたが、本当に危険というんですかね、安全面から言っても非常に大切なことじゃと思いますので、早急に対処したいと、こういうように思います。よろしくお願いします。

○議長（前田）次に行きます。1番、白築君。

○1番（白築）1番、白築です。まず最初に、快速電車の署名について。昨日の行政報告の中にもありましたが、早期の署名活動に取り組んでいただけていますが、現在の状況はどうなっていますか。そして、いつJR側に要望されますか。

2番目に、海田市駅のホームのかさ上げ及びエレベーター設置について。さきの3月議会の質問でも取り上げましたが、やはり海田市駅は東部の拠点にふさわしい玄関口としてバリアフリー化して高齢者の方や障害者の方などに優しいまちづくりを推進していただきたい。連続立体交差事業は、早くても10年はかかります。さきの議会以後、JRと町長との交渉の進展はあったのか、お尋ねいたします。

そして3番目に、年金生活者の実態調査について。皆さんがよくご存じのように、この間、6月5日の国会で成立した年金改革法案。この法案は、国民の6割から7割が成立を見送るべきだと廃案を求めてきました。この法案の中身は「100年安心」がうたい文句でした。保険料は上がるが、上限は固定する。給付は下がるが、現役世代の収入の50%は確保すると政府は説明してきました。保険料の上限固定を言いますが、厚生年金では平均で毎年1万円ずつ、国民年金は年間で3,360円、月で言いますと280円ずつ数年間連続で引き上げます。そして、給付は50%確保といっても、ごく限られた厚生年金モデル世帯だけです。しかも、現行の現役世代の収入の59.3%を50.2%にする大幅な削減です。この削減は、平均で4万6,000円という国民年金の受給者にも及びます。安心どころか、憲法25条の生存権の侵害です。多くのお年寄りには国民年金や厚生年金が生活の糧です。特に、資産がないひとり暮らしの方の暮らしぶりは深刻です。この上、国民年金の掛け金が段階的に上がり、年をとっても年金を受け取る時にはぐんと年金が下がるような制度では、若者も支払う意欲を失います。海田町に居住する年金生活者の生活実態のアンケート調査をしてはいかがですか。町として実態をつかむことで町の福祉行政の向上につながると私は考えます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）白築議員1点目の快速電車停車に関する署名運動の現在の取り組み状況でございしますが、行政報告でも申し上げましたように、自治会連合会会長や商工会会長な

ど8名が発起人となり、4月から署名活動を始めております。現在、町内の各自治会や企業などにおいて活発な署名活動が展開されており、既に1,300名以上の署名が集まっているようでございます。本町としましても、活動の趣旨に賛同し、できるだけ協力していきたいと考えております。現在、事務的な作業や問い合わせの対応についてお手伝いするとともに、町の職員を対象とした署名活動も行っているところでございます。

海田市駅のかさ上げ及びエレベーターの設置のご質問でございますが、海田市駅を東部の拠点にふさわしい玄関口としてバリアフリー化することについて、3月議会以後の取り組みの状況でございますが、駅ホームのかさ上げ及びエレベーターの設置については、JR西日本に協議いたしました。が、連続立体交差事業が進んでいる中での過大な二重投資は、費用対効果を考えると難しい面があるとの回答でございました。一方、ベルカ電話の設置につきましても、費用負担のあり方や具体的な対応の問題など、さらに検討を要する事項も多く、もう少し時間をいただきたいと考えています。

次に、年金生活者の実態調査の質問でございますが、高齢者の生活の実態も多様化する中、その状況を把握することは必要であると考えております。町といたしましても、直接、年金生活者に特定した実態把握は行ってはおりませんが、毎年、65歳以上のひとり暮らし等の世帯について、民生委員が各担当地区ごとに世帯状況、健康状態、受けている介護保険等のサービスについて実態調査をしております。今後も民生委員の方々の協力をいただき、このような調査を継続して情報の収集に努め、福祉行政を推進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田）白築君。

○1番（白築）1番目の署名の取り組みなんです。大体いつごろをめぐりにJRに要望されるのか、1点。

それから、海田市駅ホームのかさ上げの件なんです。3月の議会でも連続立体交差に伴って解決を図っていくという回答でしたけれども、この間、広島市の財政健全化計画に基づき、今年度の公共事業は広島市は大幅に削減をいたしております。広島市の公共事業見直し委員会は、今年2月に出された中間答申によれば、64件の大型公共事業のうち、5事業を中止、22事業を一たん中止と答申しています。22のうち、その中に東部地区の連続立体交差事業も含まれておるわけです。そうしたら、全然連続立体交差事業は10年、さらにもっとかかるというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）快速電車の署名活動の問題でございますが、各方面からいろいろとたくさん
の署名をいただいております。まとめるのが大体8月末ぐらいをと思っております。
そのつもりで今、役所の方も取り扱いのことについても協力をいただいておりますので
でございます。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、連続立体交差の問題でございますが、先般も県の室長さんがお見えになりました
て、連続立体交差の問題も含めて県事業としては推進はするという方針があつて、今年
度も約8億円ぐらいで用地買収を含めて海田町内のいろんな物件補償なんかをやってい
きたいということがあります。海田町内では現在そういう状況でございますので、改め
て、今、白築議員がおっしゃいますように、J R西日本の方へもその要望を強く訴えて
いきたい、こういうように思っております。よろしくお願ひします。

○議長（前田）白築君。

○1番（白築）それともう一つ、3月の議会のときに、たちまちかさ上げに2億円かかる
と町長が答弁されておりますが、なぜ2億円ぐらいかかるか、その工事方法みたいなのは
わかりますでしょうか。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（畠山）J Rに協議したときの話でございますが、ホームが3つございま
して、1つのホームが、列車が8両編成でございますから、延長にしまして、1両が20
メートルの、165メートルぐらいになるようでございます。それが、ホームが3つあると
いうことで、2億円という数字も概算の概算的な数字であるというふう聞いておりま
す。

○議長（前田）白築君。

○1番（白築）3月の議会のときに言いましたけれども、J Rのバリアフリー法、これは
高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、そ
してもう一つはJ Rの運送契約、利用者が切符を買うことで目的地まで安全に運ぶ、こ
れがJ Rの運送契約になっています。これ、海田市駅、3月にも言いましたように、32
センチなんですよね。これはただ高いというだけでなく、安全の面からも考えまして危
険な状態だと私は思います。私が海田市駅以外、この近辺の駅の段差を調べたところ、
矢野が30センチ、向洋が24センチ、瀬野・中野東が11センチ、安芸中野が30センチ、広
島・横川・西広島が11センチ。ほかの駅と比べましても、32センチというのは群を抜い
ていると。やはりJ R側にもう少し強い態度で、安全の面からも要望していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）確かに今ご指摘のように、段差の問題は非常に年寄りの方なんかにはサービスが低下しておるように思います。改めてJRの方に私も行きまして、その要望をしっかりとお願いしていきたいと、こういうように思います。よろしく申し上げます。

○議長（前田）2番、三浦君。

○2番（三浦）2番、三浦です。住民投票に向けての住民説明会について問うものでございます。1つに、住民説明会で町民に提供する情報・資料等はどのようなものか。また、説明会の進行をする主体、次第の内容を問うものでございます。

それから2つ目、多数の町民が参加できる説明会が望ましいんですけども、どのような啓蒙活動を計画しているのかを問うものでございます。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三浦議員、住民投票に向けての住民説明会についての質問でございますが、まず1点目の、昨日、桑原議員へも答弁申し上げましたように、説明資料の内容につきましては本会議終了後、議員の皆様にご説明したいと考えております。また、進行は、合併問題を主管しております企画部が主体となってとり行います。次第は、投票の趣旨説明、財政見直し・財政健全化計画素案説明と質疑応答を考えております。

次に、啓発活動でございますが、町広報6月号・7月号で周知を図るとともに、自治会を通じての周知チラシの回覧・配布、ホームページへの掲載を計画しております。また、説明会の開催当日には夕方6時ごろから対象自治会周辺を公用車で回り、周知に努めるつもりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）昨日からるる皆さんご質問されておりますし、議会が終わった後、説明会があるということなので、どうかとは思いますが、二、三質問させていただきます。まず、時間。いろいろ質問が出た場合、例えば9時になっても10時になってもやり続ける意思があるのかどうか。それから、質問内容、多岐にわたろうと思います。例えば町長さん、第3次海田町の基本計画ですか、それを海田町のまちづくりとしてお示しするというような先ほどの答弁もあったような気がするんですが、その場合、はっきりした質問、例えば合併した場合とそうじゃない場合、どっちが得なんかとかというような質問があった場合とかに、そういう質問に対する模範解答のようなものがもう例えば用意

がしてあるのかどうかというようなことについてまずお伺いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）時間の問題ですが、自治会と広報でもお示しましたように、午後7時から9時、約2時間を想定しております。今ご指摘のような、かなりそういう突っ込んだ質問が出ることも予想されますし、その対応には万全を期していきたいと、こう思っておりますが、前回のいろんな合併問題につきましても、大体1時間ぐらいあったら、かなりの質疑応答ができたというふうに私も判断していますが、例外もあることも含めて、我々のスタッフもそれに応えるだけの十分な対応をしていきたい、こういうふうに思っております。

それから、今、内容につきましていろんな突っ込んだ質問があるんでございますが、今回は住民投票の趣旨というのをはっきり表明しておりますので、来年3月末までに広島市との合併に対する皆さん方の住民投票の賛否を問う説明会でございますので、そこらをはっきり皆さん方にお示ししながら答弁していきたい、こういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）啓蒙活動のことなんですけれども、昨日、桑原委員長も申し上げたとは思いますが、平田市の方に研修に行きまして、かなりの投票率、70%を超える投票率を上げておられました。内容については、職員をはじめ、議員の皆さん、かなり高いモチベーションを数カ月の間持ち続けられて、どんなところにもすぐ、わからない質問があったら飛んで行って答えようという姿勢がみんなにあったから高い投票率につながったんじゃないかというような質問の答えもあったように思います。もちろんそういう高いモチベーションを職員の方に持ち続けていただきたいということで、町長さんの職員に対する檄をどのようにされるのかをまずお伺いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、平田市の問題を昨日から、桑原議員もあわせていろんないい参考の意見をいただいたと思うんですが、町といたしましても、各種団体の方にも以前から、こういうことがあれば説明は全然いといませんということもあわせて、また、職員の方でいろんな、合併に関して質問があれば、個々ということはなかなか難しいもので、個々でしたらぜひ役場の方へ来ていただきたいと、そういうふうに思っておりますが、議員の皆さん、また自治会長さんを含めてたくさんの参加を促すようなことでいろいろお願

いしてみたいと、こういうように思っております。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）これも後の委員会の方が適切なのかどうかちょっとわかりませんが、広報車の件なんですけれども、方法論として、例えば、今日は成本でありますよと。でも、今日行けない場合はあした石原でありますよ。次の日に石原へ行くときに、まず成本に行って、成本の地区の皆さん、今日は石原であるんですが、昨日来られなかった人はぜひ石原に来てくださいというような形で、前日、当日、その次の日の説明会もあわせて広報活動をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、これについては今、答弁できればお願いしたいんですが。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）昨日もこの問題についてちょっと私も答弁させていただきましたが、16日にも一応成本、17日に石原、18日に畝ふるさと館ということをおっしゃるので、それをあわせて、地域でもし今晚都合の悪い人は明日石原会館に、あさって、ということも含めて広報したい、こういうふうにおっしゃいます。よろしくお祈りします。

○議長（前田）5番、西田君。

○5番（西田）5番、西田です。5点ほど質問させていただきます。

まず1点、人口動向について。人口動向は、急速な高齢化に加え、地域によっては人口が減少してきています。その高齢化は税収基盤を弱めるだけでなく、福祉関連支出が膨らみ、納税人口が増えなければ、高齢化が財政運営を硬直化させると考えられます。本町の人口を見ますと、第3次総合基本計画書の人口推計値は、平成17年に3万500人、平成22年に3万1,500人と増加を見込まれています。しかし、平成16年4月の現状は2万9,794人で、見込みを大きく下回っています。現時点のコーホート法による人口推計、3区分による、及び人口動向、自然動態、社会動態等の流入・流出人口の傾向と対策をお尋ねします。

2点目、人口推計による税収について。質問1の人口推計の結果、税収はどのようになるのか、お尋ねします。

3点目、人口動向と財政への影響について。今後の税収及び高齢化の進展による財政状況はどのようになるのか、お尋ねします。また、海田町の第3次総合基本計画のまちづくりへの影響をお尋ねします。

4点目、財政健全化計画についてお尋ねします。国の三位一体の改革は、中央から地

方へ税源を移譲し、国庫補助負担金と地方交付税を廃止・縮減することにより国と地方自治体の関係を見直すものとされています。改革を進めるに当たり、財政需要が肥大化した自治体では、次の3つの施策が求められています。第1に、地方の財源を大きくすること。なぜなら、非効率的な財政運営をすることの機会費用が大きくなるからであるとされています。2点目は、中央政府は裁量の伴う財源をできるだけ小さくすること。なぜなら、所有する財源をできるだけ少なくし、補助金を出せなくすることです。第3点は、地方自治体に費用面での技術革新を実現し、低費用化を図ることです。このことは、補助金より一部民営化を含めた低費用化の方が大きな便益が得られるということです。そこで、本町の財政健全化計画は、3月議会で質問したところ、4月ごろには示されるとされていました。前述の考えのもと、再度、三位一体の改革を受けた財政健全化計画はどのようになっているのか、お尋ねします。

特に歳入面は、質問1の人口推計から見た地方税や国からの税源移譲、交付税などの見直し、並びに歳出面での魅力あるまちづくりに配慮した投資的経費など、収支の財政見直しをお尋ねします。

5点目、海田町活性化委員会についてお尋ねします。町長の施政方針で「町内の有識者や各種団体の代表などで構成する海田町活性化委員会を設置し、合併を含めたこれからのまちづくりの方向など、本町の大きな課題についていろいろご意見を伺い、今後の町政運営の参考にする」と述べられています。この海田町活性化委員会は設置されたようですが、いつ開催され、どのような意見交換が行われたのか、お尋ねします。

さらに、伺った意見を町政運営に反映されたのはどのようなものがあるか、お伺いいたします。以上5点、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に対してお答えいたします。人口動態と流入・流出人口の傾向についての質問でございますが、最近の人口動態は、自然増・社会減で、社会減が自然増を上回り、年間の増減ではマイナス状態が続いております。流出人口では、今年に入ってからの海田町における寿町の各世帯の移動が大きく影響し、一部の町内転居はあるものの、寿町286世帯744人のほとんどが町外に転出をしております。なお、総合基本計画等の人口推計値は国勢調査人口を基本としています。現時点での人口推計は行っておりませんが、最近実施のコーホート法による人口推計では、平成17年の総人口3万296人、うち年少人口4,952人、生産年齢人口2万798人、老年人口4,546人、高齢化率15.0%、

平成22年の総人口 2万9,882人のうち、年少人口4,852人、生産年齢人口 1万9,536人、老年人口5,494人、高齢化率は18.4%と推計しております。

次に、人口減少を食い止める対策でございますが、既成市街地における土地の有効利用、生活環境の整備、都市型住宅の誘導、子育て環境の充実などの定住条件の向上のほか、地域経済の活性化対策等を積極的に実施することにより、活力ある住みよいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、人口推計による税収についてのご質問でございますが、人口推計に基づく税収でございますが、個人住民税の担い手である15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口が年々減少すると推計されているものの、これによる税収につきましては、今後の景気の動向や就業形態の変化等、不確定要素があることから、現時点での予測は難しいと考えております。

次に、人口動向と財政への影響でございますが、先ほどもお答えしましたように、現時点での予測が困難なため、自衛隊官舎の移転に伴う影響額以外は中期財政収支見通しに反映をさせておりません。

次に、高齢化の進展に伴う扶助費の増加につきましては、これまでと同程度の伸び率があるものと見込んでおります。

次に、第3次総合基本計画のまちづくりへの影響につきましては、今後の町税収入が不透明なことや高齢化の進展に伴い、労働人口が減少するとともに扶助費が増加してくることから、投資的経費を抑制する必要性が生じるなど、少なからず事業の進捗に影響が出るものと思っております。

財政健全化計画についての質問でございますが、財政健全化計画につきましては、平成17年度から平成21年度までの5年間において中期財政収支見通しで見込まれる財源不足を解消し、継続して安定的な財政運営を進めるため、素案を作成したところであります。

歳入面での地方税については、平成16年度当初予算をベースとし、自衛隊官舎の移転に伴う減収分を考慮しております。次に、税源移譲につきましては、現段階では不透明なこともあり、現状程度と見込んでおります。交付税につきましては、平成16年度当初予算をベースに公債費に算入される元利償還金などを積み上げて推計をしております。次に、歳出の投資的経費につきましては、他の多くの自治体と同様に抑制をしなければならぬと考えております。

海田町活性化委員会の件についてのお尋ねでございますが、海田町活性化委員会の開催状況でございますが、行政報告でも申し上げましたように、現在、委員会での議題とするために町の職員で構成する幹事会において、各課等から抽出した本町の活性化策、課題についての絞込みや資料作成等を行っているところでございます。今後、できるだけ早い時期に第1回委員会を開催したいと考えております。

なお、委員会でのご意見につきましては、今後の町政運営の参考にしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）それでは、再質問させていただきます。まず1点目の人口動向についてお尋ねします。1つは、3月、4月に大幅な減少が見込まれています。先ほど言われましたように744人ですか、少なくなっていると。この少なくなっている現状を踏まえて先ほどの数値は推計されたのか、お尋ねします。

2点目、人口の減少傾向はいつごろからあらわれ始めたのか、その年度はいつごろかということをお尋ねします。

それから3点目、10年後の本町の予想人口は何人ぐらいになるのか。それから、何%ぐらい減少するか。10年後どのぐらいになるかということをお尋ねします。

4点目、高齢化率の上昇が急激的に増してくると思います。特にこの10年間に大きな山だと考えられますので、この10年後に高齢者がどのぐらいの人数になり、現在からどのぐらい増加するのか。何倍程度になるのか。この4点、基本的には約10年を目安にご回答をお願いしたいと思います。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（貝原）コーホート法による人口推計についてですけれども、これについては介護保険事業計画策定のために推計したものでございまして、基本データは平成8年から13年のものになっております。したがって、寿町の関係については入っていないものと考えます。

それから、人口減少はいつごろからかということですが、社会減の状況は昭和48年からずっと続いております。それが自然増を超えたのは平成元年ごろからでございます。その間、人口増の年度もございますが、最近の傾向としましては、平成11年、12年、それから今回の15年、16年が大きく影響しております。この平成11年、12年についても自衛隊の13師団が旅団になったことによる人員の削減の影響。今回の15年、16年

についても寿町官舎の移転によるものが大きく影響しているものと思われます。10年後のコーホート法のやはり同じ人口推計でございますが、平成26年になります、総人口2万9,394人、高齢化率が21.5%と推計しております。高齢者の人数は6,311名です。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）この人口動向をお伺いしたのは、今からまちづくりに当たって、やはり人が集まるまち、魅力あるまちをつくるというための1つの資料としてお伺いしております。今伺いますと、やはり10年間の間に就労者の人口も減ってきます。なおかつ、高齢者の人口が逆に増えてきて、先ほど前段で申し上げたように、高齢化が進み、それから納税人口が減ってくるというような、こういう状況があらわれてくると思います。それらの結果を受けて、今度は2番目の方の質問に入らせていただきますが、その人口推計のみでよろしいですから、その推計がそのように変化した場合に税収がどのように落ちるか。景気の計数を考慮するとか、先ほど回答の中にありましたが、私が伺っているのは、人口が減るということは基本的には税収が落ちていくと、こういうふうに考えるんですが、それが数値的に出ないのかということなんですが。数値的にもし出せれば、お伺いしたいと思います。今出せますか。

○議長（前田）税務課長。

○税務課長（永海）ただいまの人口推計に基づきます税収の減でございますが、全く今の状態のまま推移をして人口が減ったということで仮定をいたしますと、平成26年度で生産年齢の人口が約2,400人ほど少なくなります。そういたしますと、今の個人町民税が約1億9,200万円程度減るのではないかとこの予測をいたしております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）ということは、今の人口の動向から考えた場合、歳入面は減ってくる傾向にあるということですね。

じゃ、その次に、今度は3点目のところ、人口動向と財政への影響についての再質問です。納税人口の減少と高齢化、先ほど統計が出ておりますが、高齢化の関連支出が膨らむと考えられますので、その関係が10年後ぐらいにはどのように変わっていくのか、お伺いします。これが1点目。

それから2点目は、前日の財政状況における第3次総合基本計画のまちづくり、10年後の要するにまちづくりを第3次の計画の中でどういうものができてくるのか。特に聞いてみたいのは、昨年ありました836億の合併建設計画がございましたね。それが、今の

ような傾向を踏まえて、どれだけのことができ上がってくるのか、お伺いするものです。

これが2点目です。よろしくお願いします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）人口推計に基づく財政への影響、いわゆる高齢化率等に基づく影響なんです、いわゆる扶助費の関係だろうと思います。扶助費の関係の影響につきましては、現段階では過去の伸び率等を参考にしておりまして、約2%を伸ばしております。今後について、その2%がいわゆる扶助費の関係が2%、それから、いわゆる特別会計、老人保健、あるいは介護保険、国保関係についても当然影響しておりますけれども、これにつきましても過去の実績、あるいは介護保険につきましては、これは計画に基づきましての伸び率を勘案して伸ばしております。額についてはちょっと数字は手元に持っておりませんので、また後ほどでも説明をさせていただきます。

○議長（前田）企画課長。

○企画課長（大久保）第3次総合基本計画への影響でございますけれども、現在のところ、具体的な数字は出しておりませんが、第3次総合基本計画というものは、社会減を抑えるために、定住施策であるとかいろいろな施策を盛り込んでおります。ですから、単純に人口推計をすると人口は減少傾向にはございますけれども、これから魅力のあるまちづくりを行うことで人口減少に歯どめをかけるという側面もございますので、ご理解いただきたいと思っております。また、8月の住民投票の以降、仮に単独ということになれば、第3次総合基本計画の抜本的な見直しを行って、その際に改めて人口推計等も行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）先ほどの1点目のものは扶助費等、傾向的には増加傾向であるということですのでよろしいですね。あと、数値の方はまた後でよろしいですから、いただければと思います。

それから、2点目のところ、できれば、昨年、せっかく何カ月もかけて合建をつくったわけですから、その合建がどれだけ達成できるかというぐらいは説明できんですかね。お願いします。

○議長（前田）企画課長。

○企画課長（大久保）これは、先日来ご答弁申し上げているように、合併建設計画というのは合併協議会において策定されるものでございまして、現時点ではちょっとお示しす

ることができないと思っております。ただ、今回の説明会では合併特例債の額が幾ら減るかというようなことについてはご説明申し上げる予定になっております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）私が聞いているのは、せっかく昨年度、合建をつくったわけですから、その青写真に基づいて、税収がどういうふうになるかはわかりませんが、そのまちづくりに対して10年後にはどのぐらいが達成できるかということをお聞きしたいんです。要するに、これから先の法定協を踏まえて合建がつくられる内容を聞いているわけじゃなくて、せっかくできているんですから、それに対してどれだけのまちづくりができるかということのご質問なんです。済みません、お願いします。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）今、ご質問がありました836億円の合併建設計画がどうなるのかというお問い合わせですけれども、これは、合併建設計画というのは、ご案内のとおり、合併の相手方と協議をしながら、こういう形でお互いに新しいまちをつくっていこうという形で作る計画でございますので、一たんこの836億円の合併建設計画というものは白紙に戻っている。これは、この3月に合併をするという前提でお互いが合意をして、ここまでまちづくりをしていこうという形で作っておるものですから、これを例えば単独町政の場合はどうなのだという事になれば、また別の視点で考え直す必要もありますので、その836億円をやろうとしたらどうなるかということは議論をする意味がないように感じております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）いや、せっかく協議した内容ですから、白紙に戻ったというでも、青写真はできたわけですから、その青写真に基づいて、それが10年後に、それはいろんなものは入るかもわかりませんよ、その836億の中以外のいろんなものが出てくるかもわかりませんが、今私が聞いているのは、せっかくメジャーがあるんですから、基礎データがあるんですから、それがどのようになるのかということをお聞きしているんです。10年後にその財政を踏まえてどの程度進捗するかということをお聞きしているんです。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）先ほど来から企画課長が申し上げますように、8月22日の要するに投票を踏まえて、仮に単独町を推進するならば、今の第3次総合基本計画、もちろんそれは合併建設計画に前回盛り込まれた事業も中に入っているわけですか

ら、それを抜本的な見直しをしながら、将来どういうものを整備する必要があるかというのを8月22日以降に再検討する必要があるということを申し上げておりますので、現時点でどれがどうということは申し上げられないという意味でございます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）だから、見直しを進めるところは私も理解できますよ。それは当然のことです。見直しを進めていかないと、単町でいく場合と合併でいく場合と、それは当然出てくる話です。じゃが、本来私が聞きたいのは、今後、海田のまちをどのようにつくっていかれるかというのが基本にないといけないと思うんです。合併しようと単町だろうと、海田全体のまちがどのように変わっていくかということが大きいわけです。その大きな流れを変えるのは、それは当然だと思います。合併するかしないかによって大きな流れは変わってくると思います。素材はもう出たわけです。出してあるわけ。第3次基本計画の中に素材は出ております。だから、その素材の中でどれだけが進捗できるかというのをお聞きしているんです。それが答えられるなら、8月22日を待ってまたお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）先ほど来繰り返し答弁をしていることと重なるとは思いますけれども、いわゆる8月22日の結果が出まして、町としてやっていくということになりましたら、836億円の合併建設計画、ガイドラインがあったとしても、全体の状況が変わるわけですから、総合的に事業計画を見直してつくり変えて、海田町の財政状況に合った進行管理をしていくと。こういうことでございます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）それじゃ、8月のときにスイッチが入るわけですね。合併するかしないかというスイッチが入るといのがわかりましたから、それじゃ、スイッチが入ったら、合併した場合のまちづくりと合併しない場合のまちづくりがどのように変わりますか。どちらがよくなるんですか。施設がどういうものが早くできるんですか。その観点でお聞きしたいんです。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）繰り返し答弁いたしますけれども、そうした状況になりましたら、改めて事業計画をつくり変えて総合的に町の財政の範囲の中で進行管理をしていくということでございます。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）ということは、第3次基本計画も全部改め直すということですか。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）第3次総合長期計画をつくった時点と社会情勢は相当変わっておりますので、今、財政推計なり財政建設計画を、これも練り直す必要もあると思っておりますが、その前提の中でどういう形ができるのかということは抜本的に見直さざるを得ない状況にあると思っております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）わかりました。それじゃ次に、財政健全化計画の4番目の質問のところで、10年後の投資的経費はどのようになるのかというのが1点目ですね。

それから2点目は、3月議会でも質問しましたように、プライマリーバランスは基礎的な財政状況を示す指標の1つであると思います。国もこの指標を用いて2010年初頭に黒字化を達成するというような目標を立ててきております。だから、これは1つの指標ですので、これはしっかり見ていかないといけないと考えております。これは3月議会のときに申し上げたんですが、海田町の場合は、予算ベースですが、15年度・16年度では赤字になっていると思うんですね、プライマリーバランスが。先ほどから何らか出ているんですが、私は余り言いたくないんですが、広島市の方をちょっと比較させてもらいますと、プライマリーバランスは黒字なんですよ。そういったことを踏まえて、16年度の予算を続けた場合に、いつごろこのプライマリーバランスが海田町は黒字に変わってくるのか。

それから3点目、このプライマリーバランスを考えるときにもう一つ重要なのはやっぱり借入金の残高の問題だと思うんですね。借入金の推移は、本年度投資的経費を続けた場合に財政健全化計画ではどのようになっているのか。今年度の投資的経費を続けた場合ですね。

それから4点目、まちづくりにおいて財政健全化計画を進めた場合と進めない場合、及び合併特例債という特別な優遇措置を受けた場合のまちづくりの進捗状況はどのようになっているのかを4点目にお伺いします。

それから5点目、これからの財政はプライマリーバランスと借入金対策を基本に置いた運営が必要と考えられるんですが、そのお考えはどうかということですね。

それから6点目、今、歳入の面をいろいろ人口動向でお聞きしたんですが、やはり自

治体を運営するに当たっては、歳入面よりも歳出面をいかにコントロールするか、そのテクニックが一番重要になってくると思うんですね。歳出を削減するに当たってアウトソーシングが求められてきていると思います。そのお考え、またはそういう計画があるのかどうか。また、新たなまちづくり、今度は歳入の面なんですけど、歳入をいかにとってくるか、これも1つのテクニックだと思いますが、今、国の方が言っています新たなまちづくりの構造改革特区というようなものが考えられておりますが、海田町の場合はそういった特区を、規制緩和等を含めて特区が導入されているのかどうか。この6点。いいですかね、6点。それじゃ、済みません、お願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、西田議員が10年先、10年先と言われますが、昨日も私が答弁しましたように、現在の社会情勢からいきますと、3年先がわからんような状態なんですね。国のそういうふうないろんな施策とか、三位一体の改革にしましても、10年先じゃ果たしてどうかということは何も推定できないんですよ。皆さんそこはよくわかっていたかと思うんですが。現在、そういう人口の減少とか高齢化の問題、少子・高齢化の問題も、日々新聞紙上でも出ております。ですから、そういう、今、推計的なものに対していろいろな数値を上げて、市が黒字になるか海田町が赤字になるか、それぞれ行政としての努力をしておるわけですから、それに対して10年先はどうかというような推計はほとんどできません。現在、最低、私としたら3年間ぐらいのペースに、今回の住民投票を踏まえてあらゆるものを提供しながら町民の判断を得ながら次のステップに行きたいと、こういうふうにご考えております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）私もそうなんです。要するに不安なんです。要するに、目先のことしかわからんような運営をされたんじゃ、私らは不安ですよ。やっぱり計画的に物を進められるというのは行政サイドの責任というように私は感じておるんですが。見えない見えないと言うが、見えないから見えるようにしていくというのがお仕事じゃないかと思いますが、その点、どうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）だれでも、今おっしゃるように、不安といろんなことを抱えて行政を我々もやらせていただいております。しかしながら、最悪の場合でも町民に対してサービスがマイナスにならんようなことに努めるのが私らの使命じゃと思っております。そのためには、

10年のことが今、推計的に何ぼ出ても、それが実現的に不可能だというふうに思っております。ですから、現在、今回の合併の住民投票条例のあわせて、町で改めて、3次計画を含めて、どういう形になるかということ、そのために皆さんにこうして住民投票条例で判断をいただくと、こういうふうに思っております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）今のでまたご議論させていただきたいと思いますので、先ほどの6点の分、もう1度お願いします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、1点目の投資的経費の関係でございますけれども、これは先ほど町長の方からご答弁申し上げたとおり、今日の社会情勢、経済情勢の中から投資的経費を現状程度確保するのは困難と考えております。今後、投資的経費については当然ながら抑制をしていく必要があると考えております。

それから、2点目のプライマリーバランスの件でございますが、これが今後どうなるかということでございますが、当然ながら、これまでと同じような財政運営をすれば、これは特にこの14、15、16というのは合併に向かっていろんな事業が膨らみました。その関係で、いわゆる起債を多く使っています。その関係でプライマリーバランスは赤字になっております。このように、同じような財政運営をすれば、当然ながら、赤字から脱却できません。そのために健全化を図っていくわけなんですけれども、現在、素案の段階でございますけれども、今、素案の段階では19素案、これを敢行すれば19年度ぐらからは黒字に転換ができるのではなかろうかというふうな考え方を持っております。

それと、借入金の状況でございますけれども、健全化を進めていくということは、いわゆる投資的経費等を大きく抑制しなきゃいけないということであれば、当然ながら借入金は減ってくるものと考えております。

それから、健全化計画を進める場合、進めない場合、また、特例債を活用した場合はどうなるかということでございますけれども、当然ながら、特例債というのは1つの、これはこの10年間でいろんな基盤整備を進める上では有利なのは当然なことでございます。健全化計画を進めなければ、現在と同じように多くの投資的経費等を確保するとなれば、当然ながら町は非常に厳しい状況になるのは当然でありますので、そうなってくると、将来的にはまちがなかなか基盤整備が少ないというのは当然のことでございます。

それから、プライマリーバランスに今後どう取り組むかということでございますけれ

ども、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、健全化計画を進めることになれば、当然ながら起債等の借入れを抑制する必要があるということでございますので、これについては、プライマリーバランスは国も2010年2月で黒字に持っていけというふうに言っておりますので、町としてもそういう方向に持っていきたいと考えております。

それから、歳出削減のためのアウトソーシングの導入でございますけれども、これについても国の方から特に今年度はいろいろ、できるものであれば民間委託等をしていけということを言っておりますので、これについても経費節減の上では非常に重要なことだと考えておりますので、今後、どの事業が対象になるかについても検討していきたいと考えております。それから、特区についてはちょっと情報を持っておりません。申し訳ございません。

○議長（前田）企画課長。

○企画課長（大久保）構造改革特区につきましては、現在民間の方でそういった動きがございません。今後、そういう規制緩和等の動きがございましたら、規制についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田）暫時休憩をいたします。再開は13時から。

~~~~~○~~~~~

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。西田議員の再々質問からです。西田議員。

○5番（西田）財政健全化計画のところの6点ほどを先ほどお聞きしまして、投資的経費の方は減少の傾向であると。それから、プライマリーバランスにおいては現在、赤である。それから、救われるのは、借入金の残高が少し減少していくという答えだったと思います。それから、まちづくりにおいては合併特例債というのは非常に有利なものであるということを答えられたと思いますし、プライマリーバランスを今後の運営にどのような形で利用していくかというのは国に倣うようなことを答えられたと思います。それから、アウトソーシングは非常に今後重要であると答えられたと思います。

それで、1問目から4問目のところの範囲で、やはり町の収入が全体的にどういう傾向であるか、それから、歳出の方がどういう傾向になっていくかというのがある程度見

えてきたように思います。先ほどから、10年後の計画がどのようになるかというのがなかなか推測しにくいというふうに言われておりましたので、現在まとめられていると思いますが、財政健全化計画、何年ぐらいをまとめられておるかわかりませんが、その財政健全化計画の中で投資的経費がどのくらいに今なっているのか、お伺いします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）健全化計画は素案の段階でございますので、16年度は25億余りの投資的経費を確保しております。これは福祉センター分を含んでおりますので、これを差引いて、それから、いわゆる同じような運営をした場合には厳しい状況になるということで健全化計画素案をつくるわけなんですけれども、実数についてはまた説明する機会があるんですけれども、現段階で私どもが考えているのは、10億程度の投資的経費になるかという気はしております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）今、素案の段階では投資的経費は10億程度というふうに理解してよろしいわけですね。それは4年間ぐらい。5年間ですか。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）期間的には5年間ですか。中期財政収支見通しが5年間ですから、5年間に伴う健全化計画でございますので、一応5年をベースとして考えております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）ありがとうございます。5年間で投資的経費が年約10億というふうにご理解させていただきます。

次に、最後ですが、5番目の海田町活性化委員会のところなんです、これは施政方針のところでも述べられましたように、合併を含めたこれからのまちづくりの方向、そういったものを委員の方にお聞きするように言われたと思いますが、合併を含めたこれからのまちづくりということになると、8月に住民投票ですので、今のような進め方では間に合わないんじゃないかという気がするんですが、その点の考え方をお聞きします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）合併だけにかかわらず、全般的なことについて絞り込んで、活性化委員会で含んでそういうことをあわせて、合併も含めた考え方を諮っていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）だから聞いているんですがね。8月にそのスイッチが入るわけですから、8月以降も踏まえて、合併を踏まえて検討されるということですか。例えば単町でいくというのがもし8月の段階で出た場合にはどのように活性化委員会で意見を聴取されるのか、理解できないところがあるんですが。お願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）3月の議会では一応合併問題も含めて住民投票ということも考えてきたわけですが、今回。住民投票の先にこれをしていただくということが先になったものですから、活性化委員会の方もちょっと準備的にできなかったというふうに理解いただきたいと思います。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）最後に、5つの質問に対して総まとめなんですが、いろいろ聞かせてもらうと、今、行政において歳入面が非常に苦しい状況になってきている。それから、歳出面は抑えないといけない。国の方は交付税をどのぐらい下げるかというのもまだ決まっていない。補助金はカットするとかというのもまだ決まっていないとか。それから、税源移譲がどうなっているか。非常に不安定。要するに情報がもうちょっと伝わりにくいんですよ。我々も町民に対して説明する義務があると思うんです。やはりそういった数値を我々にいただけないと、我々も活動しにくいんですよね。議員活動がしにくいということで、情報をできるだけ早目に開示していただくように、これは要望でよろしいですが、よろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（前田）10番、西山君。

○10番（西山）10番、西山です。3問数点について質問いたします。まず、1点目です。元気で長生きができる施策を。世界においてまれに見る高齢化が進んでいる現在、今までに増して予防施策、元気で長生きできる施策の重要性が高まっております。また、早期がんの発見により死亡者数が減少しております。そこで、海田町におきまして行われておりますがん検診について。

1、年々子宮がん罹患する人口のうち若年化が起こっておりますが、現在、受診年齢が30歳以上となっておりますが、20歳以上の方が受診できるように改正されるお考えはありませんでしょうか。

2、現在、がんになる割合である罹患率で、女性のがんの中で乳がんがトップとなっております。しかし、現行の検診におきましては視触診方法です。この検査方法ですと、

小さいしこりはわかりにくく、発見がおくれることが多々ありますが、マンモグラフィーによる検診は従来の視触診と比べ、早期のがん発見に大きな威力を発揮しております。我がまちの検診にもこのマンモグラフィーによる検診を導入するお考えはありませんでしょうか。

また、もしされるといたしましたら、現在の視触診の対象年齢は30歳以上ですが、マンモグラフィーを導入された場合、受診対象年齢はどのようにされますでしょうか。

2問目です。職員に対するメンタルヘルスについて。ストレスがたまりやすい激動の激しい世の中にあって、数年前からメンタルヘルスケアの大切さが唱えられております。

- 1、現在、役場において行われているケアはどういったケアでしょうか。
- 2、管理職に対してはどのような研修を実施されておりますでしょうか。
- 3、相談窓口、またカウンセラーの設置は考えられてはおりませんか。

また、このメンタルヘルスといいますか、心の病の方が休職された方への対応、また処遇はどのようになされておりますでしょうか。

3番目の質問でございます。昨日のテレビ放映で高屋東、県営の工業団地に企業が進出するのに伴いまして、企業と県が協定書に調印されている映像が映りました。また、本日もこの県営の工業団地進出の企業のトップと県知事が協定・調印をされている報道がなされておりました。この新聞報道、また昨日のテレビの放映を見ておきますと、世間において協定・調印をしたことの重みを改めて感じました。もしも平成16年4月1日に合併が可決しておりましたら、建設計画案の836億のまちづくりが10年間で行われていたわけでございます。その中におきまして、東部地区連続立体交差事業、またその関連事業、海田市南土地区画整理事業におきまして432億2,900万円という、大型事業にこれだけの予算が確保できるということは、将来の海田町のまちづくりにおきましては確実なまちづくりができる財源確保だと私は思っております。また、その建設計画の中に公園の整備におきまして61億1,000万という建設計画の中に、10年間で街区公園整備事業に充てられた予算がつけられておりました。しかし、残念なことに、現在、海田町が存続し、平成16年4月1日の建設計画案は白紙に戻りました。そこで、質問に移ります。海田町総合公園の整備は着々と進み、町内をはじめ、近隣の人々が多く利用し、喜んでおられます一方、その他の公園は借地が多く、将来にわたり保障がなされておられません。国は都市公園等の整備の長期目標の中で21世紀初頭の目標を示しておりますが、我がまちの1人当たりの面積は、公園の面積でございますが、目標にほど遠いものがあります。

そこで、質問をいたします。現在の公園の中で借地の公園はどこがありますでしょうか。また、この借地について今後どのようにされるお考えでしょうか。

2、この整備目標に対し、海田町はどのように年次計画を立てておられますでしょうか。

3番、平成16年4月1日合併に向けての合併建設計画に公園の整備が入っておりました。今述べました61億1,000万円の公園整備計画でございましたが、現在これが白紙に戻りました。しかし、この61億1,000万の公園整備ができておりましたら、この目標数値に随分近づけたと思いますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に対して答弁をさせていただきます。元気で長生きできる政策についての質問でございますが、がん検診につきましても、死亡率の減少効果のある検診を推進する観点から、国が実施方法や対象年齢についてがん検診指針を示しております。このたび、より検診効果を高めるため、この指針の一部が改正されました。その内容は、子宮がん検診につきましても、受診対象年齢を20歳以上に改め、また、乳がん検診につきましても、受診対象年齢を40歳以上に、検診方法をマンモグラフィーによる検診を原則とし、当分の間、視触診とあわせて実施することと改められました。本町といたしましては、国の指針に則した検診を今後も実施してまいりたいと考えており、来年度から実施してまいりたいと思います。

続きまして、職員のメンタルヘルスの件でございますが、1点目の役場で行っているメンタルヘルスケアの状況についてでございますが、役場では職員の健康診断結果による健康指導や保健センターで毎月実施している心の相談室への参加指導を行っております。また、平成13年度にはメンタルヘルス研修を実施しておりますが、早期対応の観点から、各所属長には日ごろから職員の勤務状況の変化には十分留意するよう指示をしているところでございます。

ご質問2点目の管理職に対する研修状況についてでございますが、今年度は管理職も含め、全職員を対象にメンタルヘルス研修を行う予定にしております。

ご質問3点目の相談窓口やカウンセラーの設置についてでございますが、相談する職員がプライバシー保護に不安を持つということから、保健センターでの心の相談室や共済組合で実施している月2回のメンタルヘルス相談で対応するとともに、専門医への早

期受診を指導しております。

次に、4点目の質問でございますが、休職した職員への対応または処遇についてでございますが、長期に療養を要する場合、その職員を休職とし、入院等の治療に専念させております。その間、担当医や家族を通じて病状を把握するよう努めてまいっております。

まちづくり公園整備についてのご質問でございますが、借地している公園につきましては住民の皆様にも長く親しまれ、必要不可欠な公園でありますので、不変的に確保するためにも取得していくことが望ましいと考えております。

2点目の目標に対しましての計画については、国が目標としております基幹公園面積は都市計画中央審議会（平成7年7月）において、1人当たり8.5ヘクタールの公園面積を答申しており、本町としましても、これに基づいた海田町緑の基本計画に沿って、不足している住区基幹公園の整備を計画しております。

次に、3点目の公園整備につきましては、これまでの計画に沿って財政状況に応じながら順次整備してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今の面積の件ですが、8.5平米でございます。訂正させていただきます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）再質問いたします。まず、先ほども質問いたしましたけれども、現在、海田町にある公園で借地の公園はどこどこかと明確にご答弁をお願いいたします。

続きまして、職員のメンタルヘルスでございますが、保健センターで行われております心の相談室に行くようにという。これは勤務時間でございますよね。周りの職員にどうやってこれを利用するか。具体的に私は実効性がないように思われるんですけども、それはどのような考えで今、保健センターの心の相談室を利用すると答弁されたのか、もう1度お願いいたします。

海田町には海田町職員衛生管理規則がありまして、その中に衛生管理者の職務、衛生管理者を置かれていますけれども、現在、この衛生管理者はどの職務の方が当たられておりますでしょうか。

続きまして、今回、4月に人事異動がございまして、全職員の約60%の方が異動なされております。今このメンタルヘルスが重要な中に、一番ストレスが原因でメンタルヘルス不全が起こっているかといいますと、職場の人間関係が一番になっているという結果が出ております。今、海田町におきましては約60%の方が異動をされた。また、今、

合併、合併じゃないというこの論争の中で本当にストレスがたまっている職員の方が私は多いと思うんです。もっと真剣にケアをする方向性が考えられないのかどうか。

次に、休職中の職員の対応でございますが、現在、県外に休職で出られている方に対しての、具体的ですけれども、対応はどのようになされているか。

次に、まちづくり公園整備についてでございますが、先ほど1点は、借地の公園はどこどこかということでございますが、この都市計画の目標には当てはまりませんが、海田町のちびっこ公園が3カ所減になりました。1カ所は大きくなりまして街区公園となっておりますけれども、こうして借地の問題は、地権者の方が返してくださいと言われたら、即そこは公園でなくなってしまう。計画は立てているとおっしゃいますけれども、本年度の新たな公園整備には1カ所も計画が予算化はされておられません。先ほど質問をいたしました、もし合併をしておりましたら、総合公園の整備事業はもちろんですけれども、近隣公園、また街区公園が6カ所、全部で7カ所と総合公園、61億1,000万の海田町の緑化の公園が10年間で整備できたわけです。しかし、幾ら財源がなくなるといっても、計画を立てているのであれば、本年度も目標に向かって何らかの行動が起こっていないと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになりますでしょうか。まず、それだけ。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（畠山）それでは、借地公園がどこかということでございますが、海田町には、都市公園、ちびっこ公園合わせまして36カ所ございます。その中で借地公園といえますのは19カ所ございます。それで、その中の内訳でございますが、個人の方のところは7カ所、広島県が5カ所、中国地方整備局が2カ所、中国財務局が3カ所、西日本旅客鉄道が2カ所でございます。

それで、議員さんが言われているのは特に個人の場所だろうと思いますので、個人の方の公園ですが、都市公園におきましては三迫公園、それと寺迫公園でございます。それから、ちびっこ公園でございますが、5カ所ございまして、蟹原第1ちびっこ公園、幸町ちびっこ公園、汁免ちびっこ公園、曾田ちびっこ公園、曙町ちびっこ公園でございます。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）ご指摘のように、非常にストレス社会の中で、町の職員もそういったストレスの中でメンタル的なケアが必要な職員がおります。ご質問の中の心の相談室も

ケアの1つの一環として保健センターで一般住民を対象にしておる心の相談室、この開催の折にそういった、必要に応じて職員を、予約していくわけですが、勤務時間中ではありませんが、それを活用させております。

それから、衛生管理者につきましては、保健センターにおります保健婦が町の衛生管理者になっております。

それから、今回の異動が50数%、60%弱の異動というような中で非常にストレスをそれぞれの職員が感じているんじゃないかというご指摘でございます。確かに、異動といいますのは職員にとって非常に大きなストレスになるわけですが、ただ、業務をしていく中でストレスのない業務はないわけでございます、そうした中で、それぞれの個人のストレスの範囲というのも非常に複雑なところもあるわけですが、そうしたことをよく観察をしながら、受容以上のストレスにならないような配慮が必要であろうというふうには思っております。ただ、こうしたメンタル的な部分につきましては、単なる仕事上のストレスだけでなく、いろんな要素があるかと思えます。家庭環境もあるでしょうし、それから極端な言い方をすれば、精神的な部分でこれまでの成長過程でのいろんな障害、そういったこともあるようでございます。町としましては、それぞれ個人がこのメンタルヘルスということの知識、これを持つことがまず大事であろうということで、今年度もメンタルヘルス研修を実施していく。その中で管理職につきましても、管理職として、抱える部下のメンタルケアについてそういうまず知識を持ってもらう。それから、次にはそういう状況を早く管理職が把握をし、あるいは本人、知識を持った上で自分の心の部分を早く把握をして早期に治療する。これは専門医に頼るしかないと思うんですが、そういった部分をまず拡充していく必要があるかと思います。それから、職場としてのストレス解消法ということの考え方もしていかにゃいけないのですが、町として現在やっておりますのは、例えばの話ですけれども、3時にラジオ体操、これで体をほぐすとかというようなことで実施をいたしております。また、これは職員間の親睦会になりますけれども、そうした中でストレス解消を兼ねたいろんな事業を親睦会の中で実施をしておるといような状況でございます。

それから、最後のご質問で、県外に出ておる休職者というご質問の意味がちょっとわかりかねるんですが、現在、休職をしておる者の中で県外にという者はありません。以上でございます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）都市整備の関係で公園問題でございますが、これまでは海田町はほとんどが借地公園が町民需要に応じてできてきた経緯がございます。これも、都市化がどんどん進むに当たりまして契約年数が10年とか20年とか約束をするわけですが、何回か議会にも出ておりますけれども、途中での解約の問題も含めて非常に難しい問題じゃと思っております。しかしながら、海田町にも総合公園という立派なものもできております。地域におけるちびっこ公園も、また機会があってええそういうふうな1つの取得することができたら、その対応に応じてみたいと、そういうことでございますが、たちまちすぐ、その土地の有効活用がなかなか難しいのが現状でございますので、鋭意努力して、公園のできる場所に対してはちびっこ広場を含めてやってみたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）先ほど、メンタルヘルスの件ですけれども、今年は全職員に研修を実施するという答弁でしたけれども、具体的にどういう研修を、全職員ですから、日程的にもどういう計画で行われるのか。

それと、先ほどの衛生管理者は保健センターの保健婦さんというご答弁でしたけれども、この衛生管理者が行うことの中に衛生教育、健康相談、その他職員の健康保持に関することとありますけれども、現在、この該当する保健婦さん、管理者はどのような相談というか、どういう形でこの業務を遂行なされておりますでしょうか。

それと、次にまちづくり公園整備についてでございますが、先ほど、借地の問題は厳しいから、極力というご答弁でしたけれども、厳しいから順次と言われましても、このように数年に1カ所ずつちびっこ公園がなくなっていけば、先ほどの答弁では予算を考慮しながらと。先ほどの西山議員の質問で、今から投資的経費は1年に10億しか投入できないと。その中であって、じゃ、公園整備はどのように計画して実行されるお考えでしょうか。先ほど町長は斎木議員の答弁で、三迫地域の方で街区公園を計画しておりますのでというご答弁をされたと思うんですけれども、それは今回の16年4月1日の建設計画の素案にありましたあの三迫第2公園を指していると理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（窪地）それでは、メンタルヘルスの今年度の研修の中身についてというご質問でございますけれども、平成13年度に階層別と申しますか、管理職、それから監督者、

それから一般の職員を対象にそれぞれの役割の中でのメンタルヘルスを考えていくという研修を行いましたので、今年度についてはまだ具体的に日程とか中身について具体化しておりませんが、管理職も1人の職員としてメンタルヘルスを考えていかなければならないと考えておりますので、前回やったような階層別ではなくて、1人の職員としてメンタルヘルスを考えていくという研修には持っていきたいと考えております。

それから、2点目の衛生管理者の職務の遂行の状況でございますけれども、現在、産業医とともに職員の健康診断結果を踏まえて健康相談を、これは健康上問題があるかどうかという職員の呼び出しをしながら健康の相談に乗っております。それから、各職場を巡視しまして、労働環境上の問題点であるとか、そこに勤務する職員の健康相談に乗っておるのが実情でございます。以上でございます。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）合併建設計画に上げられた三迫第2公園についてのことでございますが、ご指摘のとおりでございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）先ほどの、最初の答弁でメンタルヘルス研修を全職員にすると。今から計画をして実施をするということですが、町長が議員のときにこの問題も随分質問、本当に的確な質問だったと思います。そのときに、本当に随分、ちゃんとしなきゃいけないので、この平成13年の管理職の研修が行われたんじゃないかと、今の町長が議員のときに質問された後の時系列を思っておりますので。でも、その後、13年から今回、全職員ということですがけれども、私は本当に、今、ストレス社会でございます。先ほど、職場だけではないとおっしゃいますけど、今、海田町の職員が置かれている状況というのは私も尋常な状況ではないと判断をしているんです。

（発言する者あり）

○議長（前田）私語は慎んでください。静かにしてください。

（発言する者あり）

○議長（前田）斎木議員、注意を申し上げます。地方自治法129条の規定により、場合によっては発言の停止、退場を命ずることもありますので、ご注意ください。

○10番（西山）再度このメンタルヘルスの研修の件で質問いたしますけれども、じゃ、具体的にいつからどのような方法でどのような内容で研修をされる計画を立てられているのか、具体的に答弁をください。

それと、この公園整備の件でございますが、本当に私は今回、合併推進・反対とありますから、どっちが正しくて、どっちが正しくないというわけではございませんが、この837億の建設計画案の中には、何度も申しますが、61億1,000万という公園整備だけに10年間で予算が計上されておりました。現在の海田の行政、予算ベースでいきますと、新たな公園整備にかけられる予算って限られていると思うんです。先ほどからの答弁によりますと、住民投票をやってみんなとわからんじゃないかいと。合併するかせんか、せんとなったら具体的な計画を立てるとおっしゃいましたけれども、私は借地を多く抱えた公園整備は、合併しようとするまいと、すればこの建設計画に入りますけれども、具体的な公園整備計画、具体性のある公園整備計画を早急に立てるお考えはないかということをもう1度質問いたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほどのメンタルヘルスの件は西山議員がおっしゃるとおりで、私も以前にこの問題にかなり関心を持って質問させていただきました。今回、4月の人事異動を含めて、今おっしゃる、かなりいろんな異動があれば、人間、動揺したり、いろんな、体調を崩したりとうことは、これはどこの世界でもあることで、役場に限らず、企業でも何年かすれば必ず異動という時期はあるわけです。そういうことを含めて、改めて早急に、できたら町部局の方でいろんな相談をしながら、保健センターのできる範囲内で徐々にそういうメンタルヘルスの研修並びに指導ですね、健康維持に対する指導をやっていきたい、こういうふうに思っております。

それから、公園の問題ですね。これも、海田町も今の時点でちびっこ広場借地の問題にしましても、なかなか公園維持にも自治会の会館を建てる場所でも非常に困っている状態なんです。そういう中で、今おっしゃるように、確かに、今後どういうふうになるか知りませんが、投資的経費が少なくなる時点で、ハードのものはある程度抑えて、ソフト面でどういうことで町民のニーズに応えることができるかということを考えてやっていきたい、こういうように思っております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）今、ソフトで、ハードは抑えるという。だけど、国が国土建設計画の中で公園整備に対して目標値を設定しておりますね。今は海田町のこの目標に対して本当に数%ですね。もしも、これで借地が公園でなくなって、ハードはしない、ソフト面の充実を図るとなったら、海田の公園、緑化計画は計画倒れでいいという答弁でしょう

か。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）町を預かる視点からいきまして、教育、福祉の問題、公園の整備を含めていろいろあるわけですね。その中で私はある程度バランス的なことも考えて、今、西山議員は公園、公園と何遍も言われるわけですが、そこらを含めてトータルのにどうしたらいいかということをおわせてまた議会の皆さんとも相談をしながらやっていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）何度も言うようですが、でしたら、来年17年3月31日の合併特例債を起債として、建設計画の中に公園整備に数十億の整備計画が入れば、海田の公園整備は進むわけですが、それと今、町長がおっしゃいました、海田の財政の中でハードは抑え、ソフトの事業を選びながらすると、じゃ、どちらが、一面ですけれども、心のゆとり、豊かな緑の中で子育て、すべての面で公園整備というのは必要だから国が定めているわけですから。しかし、それよりも、じゃ、合併特例債を使った合併期日内に合併をして公園整備を、ほかのこともたくさんありますけれども、一面だけを今回質問に取り上げましたが、特例債を利用した公園整備のまちづくりと、特例債は利用しなくても、年間投資的経費10億の中で、年度においては一園も新たな公園整備に投資ができないまちづくりと、どちらが海田町の町民にとってまちづくりが進むと思われませんか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）何度も繰り返しているように、私はつくらんとするんではないんですよ。一応ハード面とかソフト面とか、いろんな町民の要望がたくさんございます。その中で優先順位をまた改めて皆さんと検討しながらやっていくということでございます。

○議長（前田）19番、加藤君。

○19番（加藤）19番の加藤です。2点ほどお伺いいたします。町活性化委員会について、まず第1点。海田町活性化委員会設置要綱と委員名簿を見ました。内容について少しわからない点があるので、お伺いいたします。

まず第1点目が、委員会の委員が要綱では15名以内となっておりますが、見ますと8名。これも、8名も15名以内には間違いございませんが、常識的な考えからすると、少し少ないんじゃないか。15名全員がなくても、せいぜい8割から9割の人員が名簿に載っておるのが普通じゃないかと思うんですけれども、この8名になった理由をご答弁願

います。

あと2点目が、女性の委員は考えられなかったのかということです。

また、今、8名の中の委員の数が少ないためかどうか知らんのですけれども、所属しておるバランスが、名簿の中に「所属」というところがございますよね。どうもあれを見ますと、バランスのところは職業欄ぐらいのことしか書いていないということは、一応学識経験者だと私は判断して、どうもバランスが悪いんじゃないかと思っておりますので。というのが、町長さんは当選後に新聞で、各種団体でつくるまちづくり活性化委員ということだったと思うので、何かバランスが悪いんじゃないかなという感じがしておるわけです。

大きな2番目です。車両事故について。これは、マイクロバスが非常に長い間、横っ腹に傷をつけて、ちょうど荷物のすぐへりの部分だったと思うのですけれども、投げてありました。私が質問書を出したら、急にもう直っておるのですけれどもね。長いことほうってあったのはどういう理由かということでございます。

それと、あと2点目に報告ということが書いてあるんですが、ちょっと私は勉強しまして、大体報告されない理由はわかりましたので、これは結構でございます。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）加藤議員の2点の質問について答弁をさせていただきます。海田町活性化委員会についての質問でございますが、委員数を15名以内と定めているのが8名しか選任していない理由及び第2点目の女性の委員は考えられなかったかという質問でございますが、今まで答弁いたしましたとおり、今後、テーマに応じて新たな委員の公募を行う予定にしております。その公募委員等の数を考慮して15人以内とするものでございます。また、女性委員に対しましては、この新たな委員の選任の中で検討してまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

3点目の委員の所属バランスがよくない気がするということでございますが、現在の委員の方々は、まちづくりや地方自治等の専門的な知識を有しておられる学識経験者をはじめ、町民の目線で論議をいただくために必要な自治会や商工会関係者、さらには長く教育に携わってこられた方など、様々な方面で活躍された方々で構成していると考えております。今後、公募により、さらに幅広い委員構成になるものと考えております。

続きまして、車両事故の件でございますが、このたびの事故は4月19日に発生しまして、明神橋に左折する際、橋の欄干にバスの左側の面を接触したものでございます。修

理につきましては、今ちょうど1カ月ぐらい要することやバスの貸し出し予定のために、6月1日から4日までの間に修理をさせてもらったところでございます。

この事故に対しましての報告についてでございますが、損害賠償額を定めるときには、法令に基づき、議会に対して報告をするわけでございますが、今回のように自損事故につきましては報告の必要のないものとして、報告をしておりません。以上でございます。

○議長（前田）加藤君。

○19番（加藤）確かに桑原さんがやはり質問されたとき、テーマによるということでしたけれども、それはその時点で聞いたので、この質問とあれですけれども、今さっきも言いましたように、町長さんが当選された11月18日の確か新聞に、さっき言いましたように、町の各種団体でつくるということをちゃんと言っておられるんですね。方針が変わったんだから、それはそれでいいかもわからんけれども、それにしてもバランスが…。あそこの所属のところに書いてあるのは4人ぐらいしか、8人のうち半分しかないんですね。各種団体というたら、町に何ぼあると思うておられます。ちゃんとここに各種団体名簿という、何ぼあるか。その中のたった4。一番初めの11月18日の新聞報道では、各種団体でつくるということからしたら、もうちょっとせめてたくさん各種団体の委員を選任すべきじゃなかったかなと思います。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃるように、各種団体とか、町にもいろんな組織がございます。その中でもいろいろ、過去から充て職的に、だれだれの会長は必ず充て職的に各委員会の中に入っておられることがたくさんありますが、多少視点を変えて、私もある程度いろんな情報とか皆さん方の意見を聞きながら私の判断で8人を選考させていただきました。あとの、15人以内ですから、7人につきましては、先ほど答弁しましたように、女性を含めて、町民から「我が」という人があれば、ぜひひとつ応募していただいてそれに加わっていただきたい、そういうふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（前田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開は14時5分。

~~~~~○~~~~~

午後1時47分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第27号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第27号議案、工事請負契約の締結について。砂走地内外において施工する砂走第一砂走地区污水管新設工事2工区の請負契約を締結するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第27号議案、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、砂走第一砂走地区污水管新設工事（16-3）2工区でございます。工事場所は海田町砂走地内外、請負金額は8,085万円でございます。請負者は、株式会社鴻治組代表取締役・檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成16年12月28日まででございます。なお、入札結果につきましては資料1の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料4の工事箇所図の1ページをお願いいたします。この工事は、県道東海田広島線内に点線の上にピンク色でお示ししておりますように、山陽新幹線高架下から西に約70メートルの地点から国信橋手前までの、延長にして271メートルの間に口径350ミリメートルの污水管を推進工法で布設するものでございます。なお、工事期間中のバスや一般車両等の通行に際しましては片側通行をお願いすることとなり、不便をおかけいたしますが、通行はできるものでございます。また、工事期間中は、付近の皆様方にはいろいろとご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をいただきながら安全を期して工事を進めてまいります。また、2ページには標準的な断面図をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。国岡君。

○18番（国岡）この271メートルの距離の中で地質調査、ボーリングを何カ所やられて、土地の4メートル60ですかね、下の方の状態の結果がわかれば、どの程度の、石が出るとか出なんだとかという結果が出ておるはずでしょうが、その結果を知らせてください。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）付近の地質調査を2カ所ぐらいやっております。ここには、ご存じのように、工業用水の管が入っておりますので、その上を今回布設するようになっておるんですけれども、口径的には5センチから10センチぐらいの石がところどころに出ておるような状況です。

○議長（前田）国岡君。

○18番（国岡）地質的には推進工法でええぐあいに行くということで、大体1メートルの単価がどのぐらいの、今、算入してみると約30万ぐらいで、何もかも入ってでしょうが、いくようになっておるんですが、大体どのぐらいの単価で、今の基準があると思うんですが、わかれば。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）石の大きさによるんですけれども、この時点では、今、設計では三十五、六万の単価が入っておるんですけれども、普通、大きい石とか取りにくい石になると、50万ぐらいの単価が小口径推進でも入るようになるんです。一概に、この工法だからこれの石で何ぼという基準はないんですけれども、やっぱり立て坑の形状とか取る石の径とかによって単価がかなり違ってきますので、一概に言えないんですけれども、この管径はさっき言うたような単価が入っております。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）関連したような質問ですが、1回のボーリング調査ですね、1回、1カ所で幾らぐらいかかるか、それをお願いいたします。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）私もちょっと最近地質をやっていないんですけれども、1カ所で、場所が何カ所もあれば転用、転用できるんですけれども、やっぱり1つになると高いようで、100万ぐらいの単価が入っています。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）先ほど国岡さんもなぜ言われたかですよね。毎たび毎たび出るんよ。設計変更、工事内容の変更が。だから、私が言うのは、例えば3カ所して、5カ所やって5カ所が安いものか、石が出た場合に変更して何百万取られるのが安いのか、どちらが効率がええか。そこを聞きたくて質問したんじゃが、どのように思われますか。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）地質調査というのをよく私も説明するんですけども、4センチのものを中に入れるわけなんです。その4センチの石が完全に石にぽんと当たって、もうこれが動けんようになるよということになると、この石が大きいというのがわかるんですけども、少しかすったような状況でしたら、その石の状況が非常に把握しにくい。地質調査というのは工法選定のためにやる地質調査ですので、やはりその中で、限られた状況の中で、データの中で設計をしますので、ある程度設計変更というのか、最後には出てくるようになるのでございますけれども、完全にその石を、4メートルの下の石が完全にわかったという状況では、ちょっと地質調査でも把握できませんので、やはり今の設計変更とかというのが最後には出てきておるような状況でございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）そういうことを言われるなら、最初から100万や200万もかけて調査せんと変更した方がええじゃない。理屈にかなわんじゃない。あんたの説明はおかしいよ。そうでしょうが。1カ所、2カ所少なかったら、まとめたら例えば500万でやってくれると。いいですか。掘るのはこんだけで、あんたらが言われるのはわかるわけよ。こんだけの管を入れるんだから。そこへ10センチやって、かすりゃかすって逃げるわけよ、極端に言うたらね。それを、あんたが言われるのは、どうせ設計変更するんじゃからと言われる。そんな必要がないものを、どうせ設計変更するんなら、調査せんでもええじゃないかということ言うんよ。ほうじゃけん、物の言い方というのは気をつけなさいよと言うて。物の言い方というものは気をつけなさいよと言いはるわけよ。ある程度設計、金額をはじくために要るのなら要ると言うて言やあええんだが、5センチのあれでどうしてもかかる、そうじゃから、設計変更が起きるんなら、最初から起きるんなら、せんでもええじゃない。じゃから、物の言い方というものは、こじれりゃ何ぼでもこじれる。まだ言おうか。そういうことで、やっぱり物の言い方というのは気をつけてやらんかったら。ほんじゃ、これも設計変更が出るということか。そうじゃないでしょうが。どうしても出るということは、それはないでしょうが。運がよけりゃ出ん場合もあるじゃない。どう考えますか。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）申し訳ございません。さっきの言葉が悪かったようです。地質調査は工法選定のためには必ず要るといふふうに判断していただきたいと思います。地質調査のその状況がないと、工法選定とか金額をはじくのにもどうしてもできないような状

況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決するに異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第3、第28号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第28号議案、工事請負契約の締結について。窪町地内において施工する瀬野川右岸排水区南鴻治幹線新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、瀬野川右岸排水区南鴻治幹線新設工事でございます。工事場所は海田町窪町地内、請負金額は1億1,970万円でございます。請負者は、大豊建設株式会社広島支店支店長・高木尉二でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成17年3月25日まででございます。なお、入札結果につきましては資料2の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明をいたします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料4の3ページをお願いいたします。この工事は、窪町地区の浸水を防ぐため、窪町のマンションダイアパレス海田前の町道2号線内に、点線の上に青色でお示ししておりますように、口径1,650ミリメートルの雨水管を57.15メートル、また、花都川の河床を横断するため、口径700ミリメートルの雨水管を、延長にして30.55メートルですが、これを2本、推進工法で布設し、新町・稲荷町の一部及び窪町地区からの雨水を既設の広島市の雨水管渠

に接続するものでございます。なお、工事期間中の一般車両につきましては、安全のため、通行どめをいたしますが、歩行者等につきましては、安全を確保し、通行できるようにいたします。また、工事の施工につきましては、付近の皆様方にいろいろとご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力を得ながら安全を期して工事を進めてまいります。4ページには標準的な断面図をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。住吉君。

○15番（住吉）この管が1本と2本になっておりますが、私のような素人にはよくわからないのですが、なぜこの1本と2本になっておるのかということ具体的に説明してください。なぜ2本にしなければならないのかということですね。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）図面を見ていただければおわかりと思います。①①の断面に2本の管を入れておりますけれども、花都川の河床を、4ページの断面を見ていただければおわかりのように、河床を推進いたします。この場合、1本は将来的に、2本入れておるといのは、1本がもしも詰まったりなんかしたときに掃除をするというふうなことで、それで、本来その2本の断面的には要るんですけども、河床を横断する関係上、今は2本の断面で計画しております。

○議長（前田）住吉君。

○15番（住吉）2本は径は小さいわけですが、1本詰まった場合に1本掃除するのに2本にしておるというたら、どこも2本にしないといけないようになる。そういうことじゃ。それで、もう一つは……。いやいや、そういう説明じゃった。ほかのところは1本詰まったらどうするんか。2本にしておきゃええじゃないかということになるんです。

もう一つ、ここに境界を、花都川のところの河川の中心部が、真ん中が広島市と海田町の境界になっておると思うんです。広島市の方にまたがっておるのはどういうことなのかなということもあわせてお尋ねします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）まず、先ほどの2本の話です。この断面図が、大きい方の1,650ミリはほぼ横ばいに行くわけですけども、花都川を推進で押す場合に一段下がっております。一般に言われるサイホンになっておるわけです。ですから、レベルで行ったものが

一たん下がって河床を横断しまして、また上に上がって広島市に接続する。ですから、サイホンになっている関係で、当然ヘドロ等がたまりやすい状態になります。ですから、そこが大きな違いです。ですから、サイホンになってたまりやすい状態なので、平生、雨がないうちに浚渫をしながら維持管理をするために2本を布設しているというものです。

それと、もう1本の行政界の話ですけれども、ご指摘のように、真ん中で行政界が決まっております。そのために、広島市と事前に協議をいたしておきまして、先ほど申しました広島市の管渠ですね、これを平成10年ごろに既に海田町の計画に合わせて布設しておられます。その関係で、将来形を見ながら、広島市がやったときにうちも続けてやればよかったんですけれども、準備や財政的な問題もあって、今回初めて接続することになるわけです。以上です。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。ちょっと聞いてみますが、常識的なことで。大きい方からこまい方へ水が行くんでしょう、サイホンじゃ言われると。いいですか。私が言うのは、管の断面の上流が大きくて下流がこまいということは、普通、常識の考えでは、下流は上流しか断面が多うなかったら、これは皆の仕様書で通用せんのですよ。いいですか。それを、サイホンをやって、段差がありますよね。ヘドロが落ちて1本が詰まる可能性があるから2本。1本は予備。大きい管からこまい管に入れるのに、詰まる確率は多いんですよ。いいですか。これ、2本合わせてでも1,400よ、断面が。片方は丸々1本で、つまり流れがようても、1,650ありますよ。150の差がありますよ。こういうものが仕様書で通用しますか。ほうじゃから、その説明の中に、なぜ1本を、例えば1,650のをやって、予備に、サブのに700というならわかりますよ。どうしてこういう設計になりますか。その説明をお願いします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）まず、下流の方から説明します。広島市に入っております管渠は1,500掛ける1メートルです。ご案内のとおりあったんですけれども、下流の方が小さいということなんですけれども、これは勾配があります。つまり、あそこのサイホンになっているところは勾配がありますので、急速に流れます。それを計算してくると、同じく1.51になります。ですから、1.5掛ける1ですから、1.5ですけれども、上がサイホンになっているところは1.51。それから、上側のところという話ですけれども、太いじゃないかと

ということですがけれども、先ほどサイホンの話をしました。サイホンの場合にしますと、バックウォーターがかかる可能性があるので、そのエリアだけ計算の上、一時的な調整池的な要素がありますけれども、そう言った方がわかりやすいかもしれませんが、断面が広い。今回の青く塗っているよりも上側にはまた同じ断面、小さい断面になっていまして、そここのところだけをわざわざ広くしているものでございます。以上です。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）いいですか。バックがかかると言うて、何メートルの差がありますか。いいですか。ほんじゃ、なぜこれを大きくせにゃいけんの。これの先がまだこまい……。水平じゃあっても、メーター数が長い場合は、逆に押すんですよ。押したら、勾配がない方がヘドロも押しやすいんですよ。海田町の下水がそうでしょうが。バックはしませんよ。流れる方に流れますよ。勾配がない方が管にたまったヘドロを押し力がありますよ。だから、言われる理屈とこの現状のこれが合わんのですよ、私が言うのは、1,650に海田の窪町からつながるところがまだこまいと言うんです。なぜここだけ大きく……。ここだけをやっぱり同じ太さにしたら、押し力があるんじゃから、流れるんじやないんですか。ここだけを、ほんじゃ、管の太さが違いますか。管の太さが例えば200違うたら……。ちょっと、聞いておらにゃ、またろくな答弁をしやすまいが。管の径が200違ったら、200上を掘るんじやったら、そんだけヘドロがたまる率が多いんですよ。そうじゃないんですか。それがどうのこうのと言うたら、模型をつくって説明してもらわにゃ、わしはわからんのじゃがね。原則から言うたら、そうでしょうが。ほんじゃ、海田の下水が今通っていますが、ほとんど勾配がないんですよ。若干の業者の関係、悪い業者じやったら逆勾配になっておるかもわからん。笑わんでも、実際はそうじゃけん、あんた。私はちゃんと調べて言うちよるんじやけん。それでも、水圧で押し流すから、ヘドロもほとんど流すんじや。ほうじゃから、ほとんど海田の下水は勾配がゼロなんよ。ゼロでもやっていけよるんよ。200か何ぼの下水で勾配がゼロでも通用するんよ。そこらからの観点から、もうちょっとわかりやすく説明をお願いします。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）今、この700の管を2本入れておるというのが、勾配を11.9プロ。今の1,650というのが0.9プロの勾配にしておるわけです。ですから、サイホンになっておる中で、サイホンになって上へ上がって広島市の方に流す中で、やはりこれの中である程度送流をかけて押し流さないとな水が流れない。それで、今度はそれをやると、今度

は上流まで影響してくるというふうな計算結果が出ておるわけなんです。今の1,650にして、大体1.7トンぐらいの水を流す。それで、今の700掛ける2本でやっぱり1,700ぐらいの、11.9プロぐらいの勾配で1,700ぐらい、1.7トンぐらいの水を流すような計算でしておるわけなんです。広島市の下流側の断面と河床の関係と、そういうような関係で、管径を700にして11.9プロぐらいの勾配にしておるといふような状況です。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅です。よくわかりませんが、請負金額が約1億2,000万で、かなり、1つのあれとしては太い項目だと思います。それで、今もありましたように、長さが87メートルで1億2,000万といえば、メートル当たり150万ですか。普通に考えまして、とにかく厳しい財源の折、もっと安いやり方はないのかなという単純な考えなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）ご指摘のことはよくわかるんです。1億2,000万は高いように思うんですけれども、87メートルで1億一千何万というのは。でも、ここの中では、非常に限られたスペースの中でこれだけの大きい管を布設していくということになりますと、工法検討等を加えた中では一番最適な方法ということで、ここに入札をかけております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第28号議案について採決を行います。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第4、第29号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第29号議案、工事請負契約の締結について。曙町地内において施工する瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事でございます。工事場所は海田町曙町地内、請負金額は5,901万円でございます。請負者は、江草興機株式会社代表取締役・江草頌治でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成17年3月10日まででございます。なお、入札結果につきましては資料3の方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（前田）下水道課長。

○下水道課長（朝倉）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料4の工事箇所図の5ページをお願いいたします。この工事は昨年に引続き行う工事で、平面図には青色でお示ししておりますが、曙町のガソリンスタンド「アクール」前の県道矢野海田線車道部に幅1.8メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを55.7メートル設置するとともに、蟹原方面及び大立方面からの既設水路を中雨水幹線に接続させるための取水升を、ピンク色でお示ししております位置に布設するものでございます。工事期間中の交通処理につきましては、当該工事箇所が交通量も多く、交差点であるため、県や公安委員会と協議の上、車道部の法線を黄色でお示ししておりますように、大幅に変更して安全を図ることにしております。なお、工事期間中の車線変更につきましては、公共交通機関や周辺住民の方々には事前の周知に努めてまいります。また、工事の施工につきましては、付近の皆様方にいろいろとご迷惑をおかけすることになりますけれども、ご理解とご協力をいただきながら安全を期して工事を進めてまいります。6ページには標準的な断面図をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。今、車線変更、仮設道路をつくる期間がどのくらいかかって、実質この工事にかかる期日はどのくらい。それが、ここは交通量が多くて大変ですけども、工事そのもので、この距離で工期が議決の日の翌日から来年の3月10日と、ちょっと長い、工事そのものとしたら長いと思うんです。今、説明を聞いておりますと、仮設道路をつくった後にこの工事に入らないといけないということだと思っ

すけれども、この仮設道路を完成させるまでにどのぐらいの日数がかかり、実質この工事にはどのぐらい。工期の配分はどうなっているでしょう。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）計算でいきますと、9カ月ぐらいの計算になるわけなんです、工期の。ですけれども、この中で、ご存じのように、埋設物がやっぱりかなり支障になっております。これを動かすのに、ガスと水道管というものを今、協議をしておる段階で。それと、信号移設がございます。仮設道路をつくるのは、2カ月もかからなくできるんです。だけど、今、信号移設とか、そういうようなのにやっぱり1カ月、2カ月見ておりますので、一応これは県道の中での工事ということで、3月までの工期を切っております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）内容はわかったんですけれども、ですから、信号と仮設道路で何カ月かかるでしょうかということです。だから、実質工事といいますか、その辺の配分は決まっていますか。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）信号移設を今、入札をかける段階で、一応仮設道路で3カ月ぐらいの工期を考えております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。この付近はいつも工事をして、同じような工事じゃというように私は思うんですが、この下流はどこまでどういうふうになっているのか。これの下流ですね。同じところを何回も掘ったり埋めたり掘ったり埋めたりしているように勘違いしておるんですが、その説明をお願いします。

○議長（前田）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）下流部につきましては、尾崎川までもうつながっております。この升から。950メートルぐらいです。

○議長（前田）ほかに質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑が内容でございますので、質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第5、第30号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第30号議案、町道の路線の認定について。寄附を受けた道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）それでは、30号議案、町道の路線の認定につきましてご説明いたします。資料番号5をお出してください。町道の認定につきましては、道路法第8条の規定により、今回、9路線につきまして議会の議決をお願いするものです。

まず、1ページ目をお開きください。町道325号線でございます。場所は海田中学校道の裏手に当たる蟹原レジャー農園前の町道208号線に接続している道路で、ミゾテ酒店から進入する道路です。起点は蟹原2丁目1573番2の地先から終点・蟹原2丁目1575番3の地先までの延長90メートル、幅員4メートルから8メートルの道路で、台帳地積面積が318平米です。

続いて、2ページ目をお願いいたします。町道326号線でございます。場所は海田町環境センターの進入路である町道83号線に接続している大迫団地の団地内道路である町道277号線に接続する道路です。起点は国信2丁目5973番2の地先から終点・国信2丁目5972番7の地先までの延長25メートル、幅員3.9メートルから4.8メートルの道路で、台帳地積面積は11.69平米です。

続いて3ページをお願いいたします。町道327号線でございます。場所は大水路沿いの町道5号線に接続する道路で、藪本宅横から進入するL字型の道路です。終点は県道矢野海田線に接続いたします。起点は曙町549番1の地先から終点・曙町570番6の地先までの延長157メートル、幅員2メートルから4.2メートルの道路で、台帳地積面積は440.78平米です。

続いて、4ページをお願いいたします。町道328号線でございます。場所は県道瀬野船

越線の山手に当たる町道38号線に接続する道路で、山林宅前から進入するT字型の道路です。起点は上市318番22の地先から終点・上市318番71の地先までの延長100メートル、幅員4.2メートルから8.4メートルの道路で、台帳地積面積は557.27平米です。

続いて、5ページ目をお願いいたします。町道329号線でございます。場所は成本地内自衛隊官舎横の進入路である町道46号線に接続する道路で、起点は成本476番15の地先から終点・成本476番11の地先までの延長35メートル、幅員4.8メートルから6.3メートルの道路で、台帳地積面積は254平米です。

続いて、6ページをお願いいたします。330号線でございます。場所は西浜公園の西側の進入路である町道172号線に接続する道路で、基点は西浜2002番1の地先から終点2002番11地先までの延長30メートル、幅員4メートルから4.2メートルの道路で、台帳地積面積は33.23平米です。

続いて、7ページ目をお願いいたします。331号線でございます。場所は県道矢野海田・中店小学校線の東側に並行してある町道217号線に接続する道路、海田小学校南交差点から海田サティ方向に向かう道路です。起点は南昭和町962番3地先から終点・南昭和町961番12地先までの延長70メートル、幅員4メートルの道路です。道路台帳地積面積は261平米です。

続いて、8ページ目をお願いいたします。町道332号線でございます。場所は先ほど7ページで説明いたしました町道331号線の北側に位置する道路です。起点は南昭和町969番13地先から終点・南昭和町969番17地先までの延長92メートル、幅員4メートルの道路で、台帳地積面積は359平米です。

続いて、9ページ目をお願いいたします。町道333号線でございます。場所は7ページ、8ページで説明いたしました道路から国道2号線に向かった南昭和町の自治会館が建設されている道路です。起点は南昭和町981番1の地先から終点・南昭和町981番3地先までの延長88メートル、幅員4メートルの道路です。台帳地積面積は333平米です。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。桑原君。

○7番（桑原）町道の認定については昨年の12月18日だったと思いますが、臨時議会で崎本議員の質問から撤回したり、そういうことがいろいろあったんですね。そのときに私の方から質問したと重複する点もあろうかと思いますが、簡単に申し上げます。

す。町道認定の法的な関係というのは、今ここに出ています道路法の8条の第2項しかないんですね、議会の認定を受けるというのは。そのときに質問したんですけれども、道路の寄附の受領基準というのがございますね。それは今から寄附を受けるのであって、既に何年も、23件あるとおっしゃったんですが、何年も前にやっているのはどういうこと、管理なんかがどうなっているのか、はっきりわかるんですかということについてはなかなかはっきりした回答が得られなかったと思うんです。それと、財務規則ですね、それには詳しく書いてあるんですよ。取得時の謄本をちゃんとやれとか、境界の表示もちゃんとやりなさいとか、そのようなことができているのかと聞いても、はっきり回答が得られなかったんです。そのときの建設部長さんは、こういう議決を得るための基準的なものがあるのかないのかと聞いたら、今から考えるみたいなことをおっしゃったんです。その後何か考えられたのかというのが1つ。

それと、この寄附、最近のものと古いのが、これは11件ですか、出ていますね。これで一番新しく寄附を受けたのはどれで、一番古いのはどのぐらいですか。その2点。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）町道の認定基準ですが、この辺につきましては現在、鋭意そういう基準をつくるように進めております。しかしながら、この認定を今出しております9路線につきましてはいわゆる寄附受領基準の以前に原則的にはもらったもので、いわゆる寄附受領基準としての基準には合っていないものがたくさんあります。しかしながら、現在、海田町で管理している道路、管理地としていわゆる今の認定してもらうものについては管理していますけれども、そのものが非常に、いわゆる住宅等が立ち並んで、いわゆる寄附受領基準で言う回転広場、出入り口の三角ですね、それ等が非常に難しいという状況の中でこのたび9路線についてはお願いするということです。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「古い順番」と呼ぶ者あり）

○建設課長（児玉）一番古いものにつきましては昭和52年、新しいものについては平成14年に所有権の移転を済ませたところもございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）それで、今申し上げたように、町議会の議決を得なきゃならないという8条の2項のそれでやるのに、これだけの、今説明をいただいたのは、読めばわかるようなことばかり説明をなさったわけですよ、この図のね。その認定するのに何ら役に立つ

ていないんだな、私から言わせれば。だから、少なくとも、謄本とか何とかがしっかりしているのか、管理がちゃんとやられているのか。それで、ここの道路の寄附の受領基準の中の例外的な場合があるでしょう。例外的な場合で、この中には例えば2メートルというのがあるよね。4メートルしかないんだけど、ここに例外の場合はいいと書いてある。行き詰まりの場合でもいと。別に定めるといようなことが書いてあるわけ。それがこの表ではわからんわけですよ。少なくともそのぐらいのことは説明してもらわないと、はい、これを認定してくださいと言われても、わからんでしょう。と私は思うんです。その辺はどうでしょう。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）先ほど説明いたしましたように、寄附受領基準の中の例外的な部分とか、そういうものにこれがほとんど値します。その関係上、幅員が2メートルとか、そういうものもございます。しかしながら、管理については所有権移転登記は全部町の方に移管していますし、境界等についてもきちっとした道路として管理ができる状況にあります。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）3回目だから最後ですけど。要するに、ここに書かれているところに、ここが行き詰まりですよぐらい書いてくれということなんですよ。

（「書いてある」と呼ぶ者あり）

○7番（桑原）書いていないよ。そういうようなこととか、今、質問したから、いや、登記はちゃんとなっていますと言うけど、何もわからないままこれで認定してくださいと言ったら、ちょっとできないんじゃないですか。このままで認定しろと言われても、私はできないと思うんだ。この前の説明ではちゃんと管理できていますかと言っても、随分わからなかったでしょう。だから撤回したんでしょう。今聞けば、今から基準を今やっていますと。早くやってくださいよ。12月からもう随分かかっているじゃないですか。半年かかっているじゃないですか。それで何にもこの中に詳しく図解をしないで、それですぐに認定してくださいと言うのはちょっとひどいんじゃないかと思うんですよ。その辺、どうですか。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）町道認定基準につきましては、できるだけ早くそういう基準を設けたと思います。桑原議員のおっしゃるように、これからにつきましてはいろいろと十分

に配慮していきたいと思っています。

○議長（前田）ほかに質疑がございませんか。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。先ほどの提案理由が、ここに書かれてあるのは、寄附を受けた道路を町道として認定するというのが提案理由ですけれども、先ほどの答弁で、周りが都市化が進んでいて、町道として認定をしたいというのは理解できるわけですが、先ほどの桑原議員の質問で、この受領基準ができたのが昭和58年3月28日でございます。この昭和58年3月28日以降に寄附を受けた道路はこの9道路のうちどこでしょうか、まず。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）58年のいわゆる寄附受領基準以降に、道路としてはいわゆる構造的にはどうか、現物はあるんですけど、所有権移転登記が済んでいないということで、今までにこういう状況になったところもございます。まず最初に、番号で言いますが、2番の平成12年に寄附行為を受けています。曙町地内の1件、これが11年に受けております。それと、西浜の件、これが平成14年に受けております。それと、南昭和町の町道332号線、これが平成10年に受けております。以上です。それ以外は全部58年以前に受けております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）それでは、今の4件の道路に対しまして、この道路の寄附受領基準のどこに該当して寄附を受けられたかを答弁願います。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）これにつきましては、町の道路管理地として所有権移転登記が以前とか、58年度以降のものなんですけど、それ以前にもう町の管理用地としてある程度管理しておりました。というのが、いわゆる開発行為等で道路位置指定等でもらった道路なものですから、一応所有権移転登記が今言った平成10年とか平成14年ですけど、それ以前にもう58年当時のものとしてもらっていたという経緯がありますもので、一応今で言う寄附受領基準の中でいわゆる例外的なものの中に入れてこようと思います。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三宅君。

○3番（三宅）最後に1つだけ聞いておきます。9カ所ですね、現地に行ってみまして、幅の問題ですけれども、ほぼ4メートル。車の行き来という面でもよかったわけなんですけれども、3ページの1カ所、私も藪本邸から歩いて入ってみて、いい感じに入って

きていまして、最後のところの2メートルですね、ここでちょっと狭いと愕然ときたわけなんですけれども、認定するに当たって、やっぱり後々のこともありますので、あるいは町民の皆さんから聞かれたときに、あそこが2メートルというのは見てわかるわけなので、ここがついたときの、ここから2メートルになったいきさつをもう1回詳しく説明しておいていただきたいと思いますけれども。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）この道路につきましては2項道路扱いで、建築基準法で言う4メートルの後退をしながら道路を拓げてきた経緯も1つはございます。そういう中で、今の土地所有者の方の同意が得られずに、現在、2メートルの幅員が生じている。反対側の方だけが出された経緯の中でそういうものが出てきておるといふふうに解釈していただきたいと思います。町といたしましても、この2メートルの後退義務の生じる方につきましても引続きそういう理解が得られるようにやっていきたいと思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第6、第31号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）第31号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。今回の改正は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が非常勤消防団員の処遇改善を図るため改正され、今年の4月1日に施行されたことに伴い、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中、別表の退職報償金支給額表をこれに準じて改正するものでございます。

資料6をご覧ください。海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の新旧対照表でございます。資料を見ていただきますとおわかりいただけますように、退職報償金は、勤務年数が5年以上10年未満の団長で「18万7,000円」から「18万9,000円」に、同じく団員が「14万2,000円」から「14万4,000円」に、また、勤務年数が30年以上の団長が「92万7,000円」から「92万9,000円」に、同じく団員が「63万7,000円」から「63万9,000円」になるよう、すべての階級・勤務年数区分において一律2,000円の引き上げを行い、消防団員の待遇の改善を図るものでございます。なお、この一律2,000円の引き上げに伴います改定率は勤務年数5年以上10年未満の団員で最高の1.41%、30年以上の団長で最低の0.22%となっており、平均の改定率は0.47%となっております。

議案の方の附則でございますが、附則1は、この条例の施行期日を公布の日と定めております。附則2は、改正後の別表の規定は平成16年4月1日以後の退職者について適用することを定めております。また、附則3は、経過措置を定めているもので、改正後の規定の適用を受ける消防団員について、4月1日から施行の日の前日までに、改正前の規定に基づき、既に支給された退職報償金の額は内払いとみなすことを規定しているものでございます。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。国岡君。

○18番（国岡）議会があるたびに消防団員退職金というのがあろうと思うんじやが、この不景気なのに、これは総務省がこういうふうな上げいというて来るんじやろうと思うんじやが、これは町が払うんですか。それとも、交付金で国がくれるんですか。これはちょっと昔のことで忘れたんじやが、何か議会があるたびに消防団員の報酬やら退職金が上がるように思うんじやが。そこの内容をちょっと見て。議会が議決せんなら、上がらんのか。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）まず、退職報償金の支給に関する仕組みでございますが、退職報

償金はあくまでも町の方から退職された消防団員の方に支払いを行います。ただし、これにつきましては、退職報償金の契約をしております基金がありますから、そちらの方から全額歳入の方で入ってくるようになっております。それと、この条例の改正ですが、あくまでも条例ですので、議会で議決をいただかなければ改正にならないということでございます。

○議長（前田）国岡君。

○18番（国岡）基金というのはだれがかけるん。これは国が、町が払いよるの。

○議長（前田）地域振興課長。

○地域振興課長（臼井）ただいまの退職報償金に係る基金については町の方の支出で、団員の定数に掛け金を掛けて、町の方から支出をしております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第7、第32号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。少子化社会に対応するため、対象者を小学校就学前児童に拡大し、医療費助成制度の充実を図る等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）それでは、海田町乳幼児医療費助成条例の改正案について説明させていただきます。資料として資料7、海田町乳幼児医療費助成条例新旧対照表及び資料8海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例案の概要を用いて行います。主に資

料 8 の概要を使って説明をさせていただきますが、参考として資料 7 の新旧対照表もあわせてご覧ください。

それでは、資料 8 の、まず第 1 の「目的」でございますが、このたびの改正の目的は、少子化社会に対応しつつ、乳幼児医療に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健やかな成長を図るため、広島県乳幼児医療費公費負担事業の改正に合わせて対象者を小学校就学前の 6 歳児まで拡大するものでございます。

次に、2 の「改正の内容」についてご説明いたします。このたびの条例改正では大きく 4 つの点での改正を行っております。

まず 1 点目としては、用語の定義の整理でございます。用語の定義の整理につきましては、第 2 条に規定しております用語の定義の改正でございます。対象年齢の拡充に伴い、出生から 3 歳児までであった現行の乳幼児の定義を出生から小学校入学前の 6 歳児までとするなど、このたびの改正に伴う用語の定義の整理を行っております。新旧対照表では 1 ページ及び 2 ページの第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号及び第 2 項、第 3 項でございます。

2 点目といたしましては、対象年齢の拡充でございます。対象年齢としては、現行の出生の日から 4 歳に到達する日の属する月の末日、すなわち 3 歳児までとしていたものを、対象年齢の範囲を拡げ、出生の日から小学校入学前の 6 歳児までとするものでございます。新旧対照表では 3 ページの第 3 条第 1 項第 2 号でございます。また、助成の範囲につきましても、現行では 3 歳児については入院のみの給付としておりますが、この範囲につきましても、対象年齢のすべてにおいて入院・通院を給付の対象として拡大しております。新旧対照表では 4 ページの第 5 条でございます。

次に、3 点目としては所得制限の緩和でございます。所得制限につきましては、従来どおり、広島県乳幼児医療費公費負担事業に定める所得制限を緩和することとしております。県の制度ではすべての乳幼児に対して所得制減額が設けられております。例えば扶養人数が 1 人の場合を例にとりますと、国民健康保険加入者については所得制限額が 301 万円、社会保険各法の加入者につきましては、所得制限額が 460 万円となっておりますが……。失礼しました。扶養人数がゼロの場合でございます。申し訳ございません。現行の海田町の乳幼児医療費助成事業においては、ゼロ歳児については所得制限を設けず、その他の乳幼児についても所得制限額を一律児童手当の特例給付の額に準じて国民健康保険の加入者についても特例給付の額を適用しております。今回の改正案につきま

しても、現行制度を尊重し、同様に取り扱うように考えております。新旧対照表では3ページの第3条第1項第2号でございます。

それでは、改正案の概要の2ページをお開きください。4点目としましては一部負担金の導入でございます。現行では自己負担はございませんが、改正案では乳幼児医療費助成制度を今後とも安定的で持続可能な制度とするため、医療機関等で受診した場合、広島県乳幼児医療費公費負担事業に定める一部負担金を、窓口で支払うこととしたものでございます。一部負担金の額につきましては、調剤薬局を除く医療等について一医療機関につき1日500円としますが、入院の場合は月14日、通院の場合は月4日の上限日数を設けております。新旧対照表では4ページ、5ページで、第5条第1項第3号及び第6条で述べております。その他、新旧対照表の5ページ、6ページの第7条、第8条で用語及び字句の整理を行っております。

続きまして、3の費用負担をご覧ください。この事業に係る費用についてでございますが、県制度の広島県乳幼児医療費公費負担事業に係る費用につきましては、2分の1を県が補助金として負担し、残りの2分の1が町負担となりますが、所得制限の緩和による上乗せ部分については全額、町の負担となります。

この条例の改正後の制度の施行期日でございますが、平成16年10月1日となります。

今回の改正により、受給者は約1,400人増加し、約2,500人となります。また、医療費助成額は、平成15年度の実績をもとに試算した額は、一部負担金を差引いて年間で約9,100万円になります。年度で比較すると、平成16年度の当初予算額より約5,000万円増加します。町の負担分は約4,650万円になり、当初予算と比較しますと、約2,600万円の増加となります。以上、簡単ではございますが、海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。この資料8の2枚目の（4）一部負担金の導入のところで、下の方に括弧があって「一部負担金の導入に当たっては、1カ月における上限日数を設け保護者に無理のない範囲で負担をお願いすることとする」。無理のない範囲というのはどういう範囲を指して言われるのか、具体的に教えておいてください。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）乳幼児医療の通院・入院の平均日数をとりますと、約2日から3日と

というのが通院で、入院の場合も10日前後ということなので、この範囲内で計算しますと、1,500円から2,000円の範囲で通院の場合までは父兄のご負担にたえられるのではないかとということで県の方からの説明を受けております。入院につきましても、月最高7,000円ということで、この方についても県の方から保護者の負担の上限としてたえられるものではないかということで伺っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。今回の県の改正案は6歳まで拡充ということで、補正予算で増額になるわけですから、拡充をしたと見るべき改正案だとは思いますが。その中にありまして、県の指導がある中にもかかわらず、海田町は最低限、所得制限を緩和されているということに対しては、今から子育てする方には少しでもよかったかなと思うんですけれども、私が質問したいことは、現行制度ですと、ゼロ歳児から2歳までが入院・通院が無料と。3歳児は入院が無料という制度があったにもかかわらず、今回、県はこの対象の方にも500円という負担を強いたというところにおきまして、県からこういう制度になりましたというときに町から、この現行の無料のところは無料でいくわけにはいかなかったかという、県に対して要望なり意見といいますか、まずされたかどうか。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）今回の乳幼児医療の改正につきましては、一部負担金等を取るということは、今まで無料で受けられていた方についてサービスの低下になるんじゃないかという意見は県の方に申し上げました。それにつきまして、一時的にはそういう形で、今までサービスを受けていた方に低下にはなるが、今後、さらに年齢が拡充されたことにより、6歳児までその乳幼児医療のサービスが受けられるということは、総合的に考えると、サービスの低下とは考えられないということで回答をいただいております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）再質問いたします。今日、テレビ報道で特集、出生率がまた下がりました、1.29という、本当に日本の国は少子化がこれだけ進んでいったらどうなるんだろうという思いの中でこういう、拡充の制度ではあるけれども、現行を受けられた方が後退の制度なわけです。今、県にちゃんと要望といいますか、されたということですがけれども、これが決まってしまうと、また住民の皆様から、なぜという問い合わせ等が来ると思うんですけれども、そういう問い合わせがたくさんあったときに、またそのこ

とを県にやはりこの今までの無料だったというところは改正できないかという苦情とい  
いますか、それをされるお考えはあるかどうか。

○議長（前田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）今回の県の改正、これは以前から市長会、また町村会等、そうい  
う年齢拡大の要望をしてまいりました。その結果、県の方でも、全国的に見ても必要で  
あるというようなことで今回改正をされておるわけなんですけれども、またこのような  
声が上がれば、町村会等を通じて要望はしてまいります。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）ちょっと私もあれじゃが、海田町独自で、岡田君が言われるように、現  
行が3歳児までは無料じゃから、そこは現行のままで置いて、3歳児以上の分を錢をも  
らうようにという海田町独自の努力はできんかったか、その1点をお願いします。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）この医療費の一部負担金につきましては、そういう形で年齢によって  
取る取らないという形をとりますと、医療機関の窓口の方で混乱を来すということも一  
因がございます。それと、広島県におきましては全県的にこの制度を統一的な形で実施  
したいという意向もございまして、今回こういう形にさせていただきました。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）いや、それは、混乱を招くじゃなしに、窓口で。今までも、それは3歳  
児までは混乱を招いておるはずよ。3歳がどこまでが3歳か、窓口で確かめるのは一緒  
じゃけん、別に混乱はないと思いますよ。だけど、せっかく現行の3歳児までは無料で  
すよ。人間、3歳児までが一番病院にかかるんじゃから。4歳から上になるほど抵抗力  
ができて、病気にかかる率が少ないわけよ。そこらを考慮して。皆、県がこうじゃけん、  
国がこうじゃけんじゃなしに、今は地方分権じゃいろいろと言われておるんじゃから、  
ええところは海田町は伸ばしゃええじゃないですか。そこらの町自体の考え方、独自の  
考え方をやる気はあるかないか、町があれじゃけん、県があれじゃけん、あれがあれが  
と。そういうことは今の世の中、通用せんじゃけん。あれがやったけんわしもやる  
というような物の言い方と一緒にじゃないですか。ちょっと発展的な考えをね、町長、海田  
町は海田町独自の。いいじゃないですか、それだけ要ったって。そうしたら、今、西山  
さんが言われる、子どもを一人でも多くつくっちゃろうと。乳幼児の学校まで行くのに  
えっと医療負担も海田町はええから海田町で子どもを産んだらうかという人が増えれば

ええじゃないですか。そこらの考えはどうですか。前向きな考えを言わにゃだめよ。県がどうやったけん……。ほんじゃ、熊野町がやったけん、熊野町のやったとおりやってみえるか。じゃないでしょうが。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）午前中にも一般質問の中でも答弁させていただいておる経緯がございますけれども、県の中でも厳しい議論の中でこういう制度の中で決着をしたという部分があります。先ほど課長の方から答弁しましたけれども、全体として見て、まずサービスの拡充ということ、まずはこの制度を導入してみたいということで考えております。やはり大変な財政負担を抱える事業になりますので、県の助成措置がない段階への踏み出しというのはなかなか厳しい状況がありますので、まずはこの県の制度を導入してみて、その後の状況を見ながら、場合によっては検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）今、崎本さんが言われるのは私は同感で、同趣旨の考えを持っておるわけですが、ちょっと具体的にお尋ねするんですけれども、ここの資料8の3の所得制限の緩和というのがあるんですね。これは、実際に医療費に対してどういう扱いになるのか。

それと、2枚目の一部負担金の導入、500円ですね、これとの関係はどうなるのか、お尋ねします。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）所得制限の緩和というのは、国民健康保険の加入者につきましては、児童手当の所得制限額が特例給付よりも厳しくなっておりますので、それを特例給付の額と同一まで引き上げるということでございます。

それで、一部負担金につきましては受給者全員に適用するというところでございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）所得制限の緩和というのを具体的に言うてもらわんと、私はちょっとわかりにくいんですが、私の能力では、ちょっと具体的に言うてみてください。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）所得制限の緩和というのは、ここへ県の制度として例が出ておりますが、国保の加入者につきましては本来、県の制度でいきますと301万円が所得制限額です、

扶養がゼロの場合。それが、社会保険各法につきましては460万円と緩和されておりますので、本来、県の制度でいきますと、国保の加入者で社会保険だったら乳幼児医療の適用が受けられるのだが、国保のために受けられないという方が出てくるおそれがあるんですが、この点については町内の乳幼児については一律にそういう形で平等な扱いをするということにしております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）意味がようわからん。実際に10万円かかったと、1人の子どもについて。それで、所得の制限について、その10万円についてはどういう所得制限でどこにどういうふうにかかるのか、お尋ねしよるんです。

○議長（前田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）所得制限と医療費は別個の問題でございまして、所得制限が対象者の特定をするための制限でございます。ということで、今、課長が言いましたように、国民健康保険の対象者と社会保険の対象者では所得制限が違って、県の制度では社会保険の方が有利だということになっておりますけれども、町の制度ではそれを、国民健康保険を引き上げて、同じ条件で対象者を特定していくということでございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）わかった。先ほど崎本議員が質疑をいたしましたように、やはり県内の中で進んだところがあるんですね。私は、そういう進んだところをやっぴり見習って、特に少子化対策のために国も県もいろんな形で援助しておるわけですから、町も独自のカラーを持ってやるのは当たり前のことだと思うんです。特に広島県の中で市町村合併が進んできて、しかも今まで86あったのが、市になってかなりそういう問題で少子化対策という形で制度がどんどん進んでおるんです。その中で海田町がおくればせながらということも考えられるわけで、それはやはりこれだけの財源のもとで海田町独自でほかの町村よりも先駆けてやっていくのが、私は本当の行政のある姿だと思うんです。先ほど助役はそれをやりながら、経過を見ながら進めていくということでございますけれども、例えば住民投票があるわけですが、その結果によって町が幾らか単独町政でいくという場合に、そう遠くない時期に、じゃ、それを実施するのかどうか、前向きな形でそれをやれるのかどうか、お尋ねするんです。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、ご指摘のように、確かにサービスは多い方が町民にとって助かるわけ

でございますが、先ほど来出ております廿日市、熊野町は先進的にかなり進んだ取り組みをされたということは我々も聞いております。それを踏まえて、今、助役が答弁しましたように、先進地の視察を兼ねていろいろ勉強して今後取り組んでいきたい、こういうように思っております。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）今までの質問と重複になるかもしれませんが、今、新聞報道等、また廿日市、熊野町というのがありましたけれども、この医療費助成の自己負担なしをする町村が県内で幾つあるのか、まずそれを1つ確認させてください。

○議長（前田）福祉課長。

○福祉課長（植野）現在、私どもが確認しておりますのは、廿日市市、熊野町、それと、廿日市と合併いたします大野町、それと、府中町の動向がちょっとまだはっきりはしていないんですが、県の情報によると、導入をしないかもわからないということです。

○議長（前田）宮坂君。

○11番（宮坂）どうも新聞報道と、あと県会の議会の内容を聞いていると、県の方から独自の助成はしてほしくないというか、するなというような話が入っているんですが、そういった情報があったのか。ないと言うでしょうけれども、まず、その点、確認させてください。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）この乳幼児の医療費助成制度の根本は、まずは県の制度がある。県の制度に従って市町村が行われる場合に県が助成をするというのがベースにあって行っている事業でございます。それで、県のこの制度の全体のあり方を考える中で、一般質問の中でも申し上げておりますけれども、いろいろな県の議論の中で、やはりサービスの拡大とともに一部負担、受益と負担のバランスの中でこういう制度構成というか、制度計画をしたということがありまして、これも全県的に安定的にすべての市町村においてこの制度が導入できるようにということで設定をされた今の制度内容になっているというふうに聞いておりますので、できるだけこの県の制度で実施をしてほしいというお話はございました。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。岡田君。

○4番（岡田）この制度は、本来は国がやる制度なんですよね。それを国がやらないから県がやると。県もやらないから多くの市町村で、どうにもならないから今の少子・高齢

化でやるということだと思うんですよね。それだから、自治体でも本当は予算がない中でも、皆さん苦勞して予算をひねり出してやっておるという制度なんですけれども、この500円負担金なんですけれども、これはやはり考えようによっては、今までもそうだったんですけれども、ペナルティー的要素もあると思うんですよね。やはり県とか何かに対して積極的にこの500円というものはつけないでほしいというふうな要望もどんどん言ってほしいというふうに思います。以上です。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第8、第33号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。県の老人医療費助成事業に対する補助が廃止されることに伴い、対象年齢を段階的に引き上げ、平成21年9月をもって助成制度を廃止するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、第33号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。最初に、今回の一部改正は、平成14年10月の健康保険法の一部改正により、老人保健法に伴う医療給付の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことを踏まえ、広島県においても県の補助金制度で市町村が実施する老人医療費公費負担事業について対象年齢を1歳ずつ引き上げる方法により、この制度を段階的に廃止するものとなっております。このため、海田町老人医療費助成条例におきましても、県からの補助金分及び町単独分を含めた現在の対象者でございます満66歳以上

の方及び1人で生活を営む満65歳の方に対し、生活状況に多大な影響を及ぼすことのないよう配慮するため、1歳ずつ年齢を引き下げる方法により5年間を経て段階的に廃止する内容をもってご提案するものでございます。なお、内容については第3条の対象者に関する読替規程等で附則に追加するもので、特段の条文改正はございません。

恐れ入ります。資料9の海田町老人医療費助成条例の新旧対象表をお願いします。具体的には、附則に新たに第4項として平成16年10月1日から平成21年9月30日までの5年間、第3条の対象者の規定にあります第1項第1号中の「満66歳以上の者」とあるものを「昭和13年9月30日以前に生まれた者」と読替え、同項第2号中「満65歳の者」とあるものを「昭和13年10月1日以後昭和14年9月30日以前に生まれた者」と読替えるものでございます。このように1歳ずつ年齢を引き上げる方法のための対応期間を定め、対象者の年齢を生年月日で限定することにより、年齢到達による新規取得が制限されるとともに、70歳を超えれば対象外となるよう附則に加えるものでございます。すなわち、施行日の前日に新規で65歳の1人で生活を営む年齢到達者は、施行日以降5年間を経て70歳になられた時点をもってこの助成条例の対象から除かれるというものでございます。もちろん、対象者の所得要件でございます町民税非課税世帯であることが必要条件となります。

次に、第5項としまして、この条例は平成21年9月30日をもってその効力を失うものの、そのときまでに受けた医療費に係る医療費の助成についてはなおその効力を有するものでございます。すなわち、失効規定を加えることで、完全に対象者でなくなる日をとらえるとともに、平成21年10月1日以降の月おくれ請求等についても従前どおり対応するというものでございます。

最後に、33号議案をお願いいたします。附則としまして、この条例は平成16年10月1日から施行するものでございます。少し時間をいただきましたが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）佐中です。老人医療費の問題でこれも具体的にお尋ねしますが、現在、65歳以上のひとり暮らしから69歳までそういう制度があって、68歳から69までは一般でそういうのがあるわけですが、平成21年度で完全にこれがなくなるという時限立法の形

になっておるわけですね。そうしたら、具体的にお医者にかかろうと思うたら、国保を使って3割負担で、平成21年度からは全部それで賄うという、こういう議案になるんですか、これは。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）現在、この老人医療費助成条例の内容につきましては、本来、医療機関へ行かれた場合3割負担をするものを、一応1割を自己負担としまして、2割分を老人の医療助成としまして補助しております。ですから、この5年間を経て、一応資格がなくなった段階でその方は国保に入っておられる、国保でも社会保険でも一緒なんですけど、3割を負担するという形になります。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）町長、お尋ねしますが、この制度をやるために、今の65歳から69歳までの対象者の方がだんだん段階的に悪くなっていっておるんですね。先ほどの乳幼児の医療費の問題とあわせて、これは町独自でそういう問題について改善をする余地があると思うんですね。その点についてはどのように考えておられますか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、乳幼児の問題も含めて、今回の提案した老人医療の助成金が、今おっしゃるようにだんだんなくなるという1つのシステムができておるわけですが、これはもう少し研究させていただかないと、我々も把握できていないところがたくさんありますので、ひとつ検討しながら考えていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第9、第34号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算についてを議

題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第34号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算（第2号）。平成16年度海田町一般会計補正予算（第2号）は、乳幼児医療費助成制度の拡充に伴う経費等の増額の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,708万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,693万9,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第34号議案、平成16年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料10の平成16年度補正予算説明書に従いまして、歳出の方からご説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお開きください。2ページから10ページにかけての給料、職員手当等及び共済費の職員共済組合負担金につきましては、4月の人事異動に伴う増減でございます。

3ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の福祉医療費の需用費につきましては、乳幼児医療の対象年齢の拡充に伴い、受給者証などの印刷製本費として6万8,000円を増額するものでございます。次に、役務費につきましても、制度の拡充に伴う対象者への通信運搬費として36万円を増額するものであります。次に、委託料につきましても、制度の拡充に伴う審査支払委託料や電算システム改修委託料として272万8,000円を増額するものであります。次に、扶助費につきましても、対象者の増に伴い2,191万5,000円を増額するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。4ページの民生費の児童福祉費の保育所費の共済費、34万7,000円を増額のうち労働保険料等の14万円と5ページの賃金の130万3,000円を増額につきましては、保育士の出産・育児休暇に伴いそれぞれ増額するものでございます。

次に、8ページの方をお願いいたします。消防費の非常備消防費の負担金補助及び交付金につきましては、消防団員退職報償金負担金の改正により12万4,000円を増額するものでございます。

次に、教育費の小学校費の学校管理費の共済費の50万3,000円を増額のうち労働保険料等の16万2,000円の減額と9ページの臨時職員139万1,000円の減額につきましては、人事

異動に伴い海田東小学校の用務員が海田中学校に異動となったため、それぞれ減額するものでございます。次に、学校給食費の共済費と賃金につきましては、栄養士の出産・育児休業に伴う臨時職員に係る労働保険料と賃金としてそれぞれ12万3,000円と110万3,000円を増額するものでございます。

次に、中学校費の学校管理費の共済費の45万4,000円の減額のうち、労働保険料等の16万2,000円と賃金の139万1,000円の増額につきましては、先ほどご説明いたしました人事異動に伴い海田東小学校の用務員が海田中学校に異動となったため、それぞれ増額するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。10ページのふるさと館費の共済費の74万4,000円の減額のうち14万9,000円と賃金の133万円の増額につきましては、人事異動に伴う職員の減員を臨時職員で補充するためそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入の県支出金の県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、乳幼児医療の拡充に伴い、福祉医療費補助金及び福祉医療費施行事務費補助金それぞれ1,056万4,000円と59万4,000円、合わせて1,115万8,000円を増額するものであります。

次に、繰越金につきましては、歳出の財源不足を補てんするため、前年度繰越金といたしまして、593万1,000円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてご説明いたします。34号議案でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,708万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億1,693万9,000円とするものでございます。以上で平成16年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。乳幼児医療の県の制度改正に伴いまして補正予算で増額の予算がついておりますが、今回、広島市が平成16年4月1日から火葬料を改正いたしました。海田町におきましても、4月1日から改正をした料金で施行されております。この改正された内容が、今までは広島市側におきましては市民の皆様も市民以外の方も同じ金額でしたけれども、今回、市民以外の方は今まで3万円だったものが5万9,000円という増額の火葬料になっておりまして、広島市も財政が大変だということで、個人負担はそれまでは5,500円を8,200円に改定をいたしております。海田町もこの16年4月

1日に個人負担が8,200円で、窓口に来られましたら、補助金として5万800円を差し上げるといって変わっております。にもかかわらず、今回、制度が変わったにもかかわらず、補正予算がまず上がっていない。この理由がまず1点。

それと、3月の定例議会のときに町長より「広島市の火葬使用料につきましてでございますが、現在、広島市議会で火葬場使用料値上げに関する議案を提出されております。この改正案が可決されますと、町民の皆様の負担が増加することから、火葬場補助要綱の改定を行い、補助金を増額し、対応してまいりたいと考えております」とありまして、この火葬料補助要綱を見ますと、前のままになっております。現行の変わった制度にまだ置きかえられていないんです。しかし、その置きかえられていないといいいながらも、この例規集を改正されたのはいつかと申しますと、16年4月1日内容現在のものを加除整備されたのが5月26日なんです。そういたしますと、この例規集も本来この新しい改正の要綱になっていないといけないんですけれども、これにもなっておりませんし、今回、補正予算にも上がっていない理由をお願いいたします。

○議長（前田）住民課長。

○住民課長（貝原）西山議員ご指摘のとおり、要綱改正に伴うものでございますので、本来は今回補正すべきであったかもしれません。おっしゃるとおりだと思っております。たちまち予算に不足が生じることがないために、また呉市斎場利用の場合は変更がないために、当面は状況を見、9月で補正予算を提出させていただきたいと考えております。

また、広島市から可決されたということで火葬料の使用料が改定になったという報告を受けたのが3月30日でございます。直ちにその日に要綱の改正について起案をし、4月1日の施行にしております。ご指摘のように、例規集の方も変わっておりませんし、住民の方への広報もおくっておりますが、今の呉市との関係もございまして、窓口で十分対応できるように徹底して、また広報については7月号で掲載の予定にしております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）今の答弁ですけど、この例規集に沿って行政は執行されているんじゃないでしょうか。この例規集の4月1日の内容になっております。今回、火葬料の補助について住民の皆様にお知らせする内容の中にも「平成16年4月1日に広島市の火葬場使用料が改正されました。それに伴い、海田町の火葬料補助も平成16年4月1日に次とおり改正したので、お知らせいたします」。この例規集を最終的に閉じられている日は5月26日です。今、広島市から通知があったのが3月31日であれば、例規集に新たな改正

の綱領がここに入っているのが当然でありまして、なぜこれがおくれたのか、明解な答弁をお願いいたします。

それと今、するのが当然かもしれませんが。ただ単に亡くなった人口が増えたのではありません。今回は改正をされたわけです。基本じゃないでしょうか。改正をされた場合はそれから初めての補正予算に計上するのが当然であって、されていない理由は何だったんでしょう。

○議長（前田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（上條）まず、例規集の加除ができていないということですが、この要綱につきましては、3月31日に町の方で告示をして、4月1日から施行しております。例規集の方は総務が担当しておるわけなんです、多分この前、3月議会終了時点で締めて印刷にかけたものだと思いますけれども、要綱そのものは確実に改正をされております。

それから、予算でございますが、当面、現在の予算で執行できるということで、9月まで補正予算をおくらせておるものですが、住民の皆さんには、該当の方にはその都度お知らせをしておるということでございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）住民の皆様には弊害がなくと。広報も遅過ぎたんです。本来なら、4月はおくなくても5月には載せるべきを、6月にも載っておりませんでした。指摘をしますと、7月に載せますと。これは行政として住民の皆様には情報公開があまりにも遅過ぎます。先ほどの部長の答弁ですけれども、3月31日に広島市から改正内容が届いていれば、幾ら原稿をつくるにいたしましても、これ、例規集をもとに行政の方は仕事をなさっているわけですから、ここに加除整理をされて持ってこられたのは5月26日なんです。2カ月あるわけですから、私は、なぜ対応できなかったかと。この辺をもう1度答弁願います。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（山本）例規集の関係なんです、今、福祉保健部長が申しましたように、今回もそうですが、議会がありまして条例改正があるといった場合に、それを総務の方で締めまして、それを印刷会社の方に発注をして差しかえをする。それが約1カ月ぐらいかかります。そうしたときに、西山議員さんがおっしゃいますのは、例規集に基づいて事業が執行されるんだから、ちょっとそこのギャップがおかしいじゃないかということ

なんですが、これにつきましては、先ほど福祉保健部長が申しましたように、条例あるいは要綱の効力は告示、庁内で決裁を受けて、それを公布した時点で効力を発生しますから、例規集あたりが少しおくれても、それは有効である。当然、反対にそういう印刷物になって例規集が整理できるには、これは必ずギャップが生じるというものでございます。今回の要綱の改正について、いまだそれが変更になっていないというご指摘なんです。これにつきましては、総務の方で後ほどまた調べてみますけれども、ひょっとしたら、今の要綱改正後、総務の方と福祉保健部との連絡調整、そこらが抜けておったという可能性もなきにしもあらずなので、そういった点について、もしそういうことがあれば、今後、十分注意していかなければなりませんし、この要綱について少し後ほど調べてみたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第10、第35号議案、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、4月に実施した人事異動に伴う人件費の増額の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ636万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,731万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料11、補正予算説明書の1ページをご覧ください。

だきたいと思います。まず、歳入でございますが、職員給与費の財源に充てるため、繰越金を636万7,000円増額いたしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費の一般管理費を636万7,000円増額するものでございます。これは、職員1名の増員及び昇任に伴うもので、給料を327万円、職員手当等を243万5,000円、共済費を66万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

それでは、第35号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ636万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,731万8,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第35号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第35号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第11、第36号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第36号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、平成15年度老人保健支払基金交付金等の清算に伴う返還金の予算措置が必要となってまいりましたので、歳入歳出それぞれ1,370万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,119万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（上村）それでは、第36号議案、平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。恐れ入ります。資料12の補正予算説明書

をお願いいたします。

それでは、歳出よりご説明いたします。2ページをお願いいたします。2款・諸支出金、1項、1目の償還金、23節の償還金利子及び割引料の1,370万6,000円でございますが、平成15年度の医療費給付費等に伴う支払基金からの交付金及び国・県からの負担金の清算に伴い、それぞれ返還金が生じたため、増額するものでございます。内訳としましては、支払基金へ857万円、国庫負担金410万9,000円、県負担金102万7,000円を超過交付額として返還するものでございます。

続きまして、歳入でございます。1ページをお願いいたします。5款、1項、1目、1節の繰越金でございますが、平成15年度歳入歳出決算による前年度繰越金としまして1,370万6,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,370万6,000円を予算措置し、歳入歳出21億9,119万3,000円とするものでございます。簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第12、発議第4号、緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続・改善を求める意見書案を議題といたします。案文については、お手元に配付しているとおりでございます。

本案については、提出者が全員でございますので、質疑・討論を省略いたします。これより、発議第4号について採決いたします。お諮りいたします。

発議第4号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおりこれを決めます。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、平成16年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。どうも大変ご苦労さまでございました。

午後4時09分 閉会